

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

経済産業省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明して

いるものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただいております。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 〇〇省—〇]

個表番号	〇—〇	法律名	〇〇に関する法律 (S〇〇法〇〇)
条 項	〇〇① △△② □□②	事務内容	〇〇計画に対する指示、公表及び命令 〇〇に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成 24 年 4 月 13 日

「当てはめ修正試案」について(経済産業局に関するもの)

I. 事務・権限の移譲のための措置(基本的な考え方)

○移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの「特例的な取扱い」とする。

① 事務区分	・原則として法定受託事務とする。
② 国の関与	・国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。
③ 移譲事務等に関する事業計画	・特定広域連合等は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。
④ 並行権限行使	・移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。
⑤ 区域外権限行使	・移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

○作用法に規定のある個別の事務・権限の移譲措置(事務区分、国の関与等)についての「当てはめ案」(平成 24 年 1 月 11 日照会)については、経済産業省等からのこれまでの回答及び上記取扱いを踏まえて見直しを行い、「当てはめ修正試案」として提示する。

(参考)

○以下の整理に係る法律数

1. 条件付き移譲と回答のあったもの	40 法律
2. 移譲の例外と回答のあったもの等 ^(注)	9 法律
3. 共管	法律

(注) 鉱業法については、平成 24 年 1 月 2 日以降の施行であり、当初の「当てはめ案」では未提示であったが、鉱業法施行法が移譲の例外とすべきとの回答があったため、同法に準ずるものとして 2. に含めている。

II. 「当てはめ修正試案」の見直しの考え方

1. 「条件付き移譲」と回答のあったものの取扱い

◆基本的には経済産業省等の回答どおりの事務区分、国の関与、並行権限とした上で、特定広域連合に移譲。

* 区域外権限行使については、補足説明資料「③並行権限について」(注) ii)を参照。

(対象となる法律：40 法律)

自転車競技法、民事調停法、小型自動車競走法、伊東国際観光温泉文化都市建設法、採石法、租税特別措置法、砂利採取法、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、アルコール事業法、計量法、揮発油等の品質の確保等に関する法律、伝統的工芸品産業の振興に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、工業標準化法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、特定家庭用機器再商品化法、地球温暖化対策の推進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、消費生活用製品安全法、割賦販売法、中小企業団体の組織に関する法律、商品先物取引法、中小企業等協同組合法

2. 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 移譲しないことについて十分な説明が可能ではないかと考えられる事務

◆国の役割とされている理由について、地方の理解が十分に得られた場合には、「移譲の例外」となることも考えられる。

* 個表においては、備考欄に赤字で「例外」、欄外に「P」と記載している。

(対象となる法律)

鉱業法施行法、鉱業法（注）

(注) 鉱業法：平成 24 年 1 月 2 日以降の施行のため、当初の「当てはめ案」では未提示であったが、鉱業法施行法が移譲の例外とすべきとの回答があったため、同法に準ずるものとして取り扱っている。

(2) 地方に組織を残さない形で処理することが可能ではないかと考えられる事務

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省引上げ等地方に組織を残さない形で処理することを検討。

* 個表においては、備考欄に青字で「例外」と記載している。

(対象となる法律)

(3) 上記以外

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか、個表に示したような事務区分、国の関与、並行権限とした上でもなお移譲に支障があるかどうか再検討を依頼。

(対象となる法律：5 法律)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、特定商取引に関する法律、揮発油等の品質の確保等に関する法律、電気事業法（注）、ガス事業法（注）

(注)平成 24 年 1 月 2 日以降施行の改正で、現段階で政省令の権限委任の規定が判明しているもの(電気事業法、ガス事業法)を反映。

3. 「共管」と回答のあったものの取扱い

◆ 関係府省にも別途、不都合が生じないかを確認の上、広域的实施体制に移譲。

* 別添「他省庁と共管関係にある事務等について」参照。

(対象となる法律)平成24年2月24日付「移譲対象候補の出先機関の長の事務・権限等について(照会)」の様式2に回答のあった法律

4. 作用法での権限委任はなく事務委任の通達等により経済産業局で行っているものの取扱い

◆ I の「特例的な取扱い」を踏まえ、別途照会する予定。

1-1 法令名： 自転車競技法 (S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
2	競輪開催前の届出受理(大臣への經由)	法2	—	自治	—	—	法定			



1-2 法令名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<27~30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	—	—	—	—	—	—	—	



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				—	—	—	—	—	—	

1-3 法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4	競走開催前の届出	法4	—	—	—	—	法定			



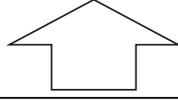
1-4 法令名：伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	—	—	—	—	法定			



1-5 法令名： 鉱業法施行法 抄 (S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②	—	—	—	—
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④	—	—	—	—
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外
			例外
			例外

1-6 法令名：採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	—	—	—	—
10①②	許可の基準等	法10①②	—	—	—	—
11	許可の通知	法11	—	—	—	—
12	採石権決定の申請の受理	法12	—	—	—	—
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	—	—	—	—
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	—	—	—	—
15①～③	土地買取決定の申請の受理等	法15①～③	—	—	—	—
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	—	—	—	—
17①②	意見の聴取	法17①②	—	—	—	—
18	公害等調整委員会の承認	法18	—	—	—	—
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	—	—	—	—
20②	決定の方式	法20②	—	—	—	—
24②	担保の提供の決定	法24②	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			

1-7 法令名： 租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
70の7 (25)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (25)	法70の7 (25)	—	—	—
70の7 (26)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (26)	法70の7 (26)	—	—	—
70の7の2 (25)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (25)	法70の7 (25)	—	—	—
70の7の2 (26)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (26)	法70の7 (26)	—	—	—
70の7の4 (15)	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 (15)	法70の7 (15)	—	—	—
70の7の4 (16)	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 (16)	法70の7 (16)	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	

1-8 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	—	—	—	—	法定			



2-① 法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定※法5④において準用	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
5①~③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
7①~③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	

2-② 法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	12①	事務内容 経済産業大臣の認定(非上場株式会社等)についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	出先機関の長への委任根拠 法16 規則19①	大臣の執行権留保 規則19①	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
					事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
					—	—	—	法定	○	事後報告	

2-③ 法令名： 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H18法33)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	事前協議 事後報告	
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	事前協議 事後報告	
12	報告徴収	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
3①②	製造の許可	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
8①②	変更の許可等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
9②	製造事業者による業務報告の徴収	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
10	業務改善命令	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
11①	廃止の届出	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
12	許可の取消し等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
14	製造事業者名簿の閲覧等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	—	—	—	法43 令4①Ⅱ	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限る)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①Ⅱ	—	—	
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	—	—	—	法43 令4①Ⅲ	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定	○		
法定			
法定		指示	
法定			
法定			
法定	○		
法定			
法定			
法定			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	販売業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	—	—	—	
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	法43 令4①VI	令4①I	—	—	—
17ただし 書	試験研究輸入の承認	法43 令4①VII	—	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	法43 令4①VII	令4①I	—	—	—
21①②	販売の許可	法43 令4①VIII	—	—	—	—
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴取 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	—	—	—	—
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	令4①I	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	
<12>	許可の取消し等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	令4①Ⅰ	—	—	
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①Ⅷ	令4①Ⅰ	—	—	
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①Ⅸ	—	—	—	
26①②	使用の許可	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	令4①Ⅰ	—	—	
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			

2-④ 法令名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<12>	許可の取消し等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	—	—	—	—
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	令4①I	—	—	—
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①XI	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			

2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	—	—	—
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	—	自治	—	—
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—

※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	—	—	—	—
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	—	—	—	—
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	—	—	—	—
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	国の関与	備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
7	販売業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
38	統括業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
39	連鎖販売取引の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
46	役務提供事業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	権限移譲後	備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告 (メルクマール)	
57	業務提供誘因販売業取引の停止命令	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	自治	令19④	—	法69③ 令20② I	令20② I		
66①～④	報告及び立入検査	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
12の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
14	販売業者等に対する指示	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
15	販売業者等に対する業務の停止命令	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	自治	令19⑤	—	法69③ 令20② II	令20② II		
66①～④	報告及び立入検査	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
21の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② III	令20② III	事後報告	
22	販売業者等に対する指示	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② III	令20② III	事後報告	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○		
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19⑥	—
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○		
自治	○	事後報告	

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②⑤において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したときの届出	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②	—	—	—	—	法定	○	事後報告 事前協議 指示	

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の6① ③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	—	—	—	—	法定			

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の13①③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定		○	
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定		○	
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定		○	

2-⑦ 法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）		大臣並行権限
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
17の6③ ～⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
<17の6③ ～⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
<17の6③ ～⑤>	灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
20①～③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤Ⅲ ～Ⅴ	令1⑤	—	—	—	法定	○	
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定		
<17の4④ >	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定		
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定		
<17の4⑥ >	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定		

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<17の4⑥ >	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
<17の4⑥ >	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			

2-⑧ 法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（S49法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	法定	事後報告		
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	法定	事後報告			
5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消(地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	法定	事後報告			

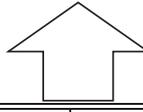


2-9 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)		大臣並行権限
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
8	販売所等の変更の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
14②	書面の再交付命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
87①	関係行政機関への通報	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
90①	聴聞の特例	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95 令14③	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	指示	
39② I	輸出入液化石油ガス器具等の販売の届出受理	法95 令14⑤⑥	—	—	—	—	法定	事後報告	

2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
46① I	輸用用液化石油ガス器具等製造・輸入の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13②	令13②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13③	令14②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令15②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定	指示 事後報告		



2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令16②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令13⑦	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	電気事業の許可	法114 令9 表I	—	—	—	
6①	許可証の交付	法114 令9 表I	—	—	—	
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9 表I	—	—	—	
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9 表I	—	—	—	
<7>	供給区域等の変更の許可を受けた場合の指定期間の延長等 ※法8③において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9 表I	—	—	—	
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9 表I	—	—	—	
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9 表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
自治			
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9 表I	—	—	—	
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9 表I	—	—	—	
<45⑤>	特定電気事業者に対する供給地点を減少した場合の理由書の送付※法16④において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	
22①③④ ⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑨	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出の受理	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑩	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生の特機期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	
22⑫	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法114 令9 表I	—	—	—	
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9 表I	—	—	—	
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9 表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
自治			
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
35	償却等	法114 令9 表I	—	—	—	—
36②	湯水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9 表I	—	—	—	—
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9 表II	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
17①	特定供給の許可	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事前協議 事後報告		
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事後報告		
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事後報告		
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9 表Ⅳ	—	—	—	—	法定	指示 事後報告		
30	業務の方法の改善命令	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	—	法定	指示 事前協議 事後報告		
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9 表ⅣのⅡ	—	—	—	—	法定			
<58③>	他人の土地に立入るとき等の許可等 ※法59②、61④において準用 ※法59①②において準用	法114 令9 表ⅣのⅢ	—	—	—	—	法定			
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合の事後の届出受理 ※法66Iにおいて準用	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	—	法定			
106③、 107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9 表Ⅵ	令9①	—	—	—	法定			

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
106④	自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9 表XVII	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
107③	自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9 表XIX	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
111①②	苦情の申出等	法114 令9 表XXIII	令9①	—	—	—	法定	○	事後報告	

2-① 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後		
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分(メルクマール)	備考
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	事後報告6② (令4④)	
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—	
10①	申出の受理	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—	
10②	申出による調査	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—	
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—	
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	省令1②	—	—	—	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	事後報告	
自治	○	—	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑫ 法令名：電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	事業の届出の受理	—	—	—
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	—	—	—
5	変更の届出の受理	—	—	—
6	廃止の届出の受理	—	—	—
7	届出事項に係る情報の提供	—	—	—
11	改善命令	法56 令6③	令6③	—
12	表示の禁止	法56 令6③	令6③	—
45①	報告の徴収	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)
46①	立入検査等	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3	一般ガス事業の許可	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	
6①	一般ガス事業の許可証の交付	—	—	—	法定		事後報告	
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	
9①②④	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
9⑤	変更・中止命令(一般ガス工作物等の変更)	—	—	—	法定		指示 事後報告	
11②	一般ガス事業者の地位の承継	—	—	—	法定		事後報告	
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたとき の理由書の送付 ※法15の③において準用	—	—	—	法定		事後報告	
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	
18	供給約款に関する命令及び処分	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	
22①③た だし書	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	—	—	—	法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22④⑥	変更命令・託送供給命令(一般ガス事業者による託送供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理※法22②において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の2①	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の2③ ④⑤	変更命令等(一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件)	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の5① ④⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の5⑤	変更・中止命令(供給区域外への供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	
<22の5④ ⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
<22の5⑤ >	変更・中止命令(供給区域外への供給の変更) ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
23①③⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
23④	変更・中止命令(供給区域外への大口供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
25①②	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
25④⑤	変更等の勧告(ガスの供給計画)	法52の2 令13表I	—	—	—	
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置置命令	法52の2 令13表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	—
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	—
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表I	—	—	—	—
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表II	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	権限移譲後			
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 事後報告	備考
10②	法人の合併及び分割の認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅲ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 事後報告	
15	供給区域等の変更の許可の取消し	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 指示 事後報告	
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 事後報告	
17⑨	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生日までの待機期間の短縮	—	—	—	法52の2 令13表Ⅰ	—	—	法定	大臣並行権限	事後報告	
17⑩	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	—	—	—	法52の2 令13表Ⅰ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 指示 事後報告	
18	供給約款に関する命令及び処分	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 指示 事後報告	
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 事後報告	
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	—	—	令13①	法52の2 令13表Ⅴ	—	—	法定	○	事前協議 指示 事後報告	
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	—	—	令13①	法52の2 令13表Ⅵ	—	—	法定	○	事前協議 指示 事後報告	
25の3	供給区域の調整等の勧告	—	—	—	法52の2 令13表Ⅶ	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 指示 事後報告	
37の2	簡易ガス事業の許可	—	—	—	法52の2 令13表 XIII	—	—	法定	大臣並行権限	事前協議 指示 事後報告	
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	—	—	—	法52の2 令13表 XIII	—	—	法定	大臣並行権限	事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<9①②④>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<9⑤>	変更・中止命令(簡易ガス工作物等の変更) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継(届出受理) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用する法8において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15②③において準用、法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<17①④⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2②>	簡易ガス事業者一般ガス事業者に対する改善措置命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2①>	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XV	令13①	—	—	
37の7の2①④⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
37の7の2⑤	変更・中止命令(ガス導管事業)	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	ガス導管事業の変更の届出の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	変更・中止命令(ガス導管事業の変更) ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
37の7の2⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表X VI	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22①③ ただし書 >	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<22④⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の受理等※法37の8において準用	—	—	—	法定		事後報告	
<22の2③~⑤>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命令等 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事後報告	
37の7の3①③⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
37の7の3④	変更・中止命令(ガス導管事業者による大口供給)	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<37の7の3①③⑤>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	—	—	—	法定		事後報告	
<37の7の3④>	変更・中止命令(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給) ※法37の9②において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
<37の7の4>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	—	—	—	法定		事後報告	
37の9①	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	—	—	—	法定	○	事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X IX	令13①	—	—	—
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表 XX	令13①	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表 XXII	—	—	—	—
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の7か ら9及び 10① I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表 XXVI	—	—	—	—
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表 XXVII	—	—	—	—
45の2	監査	法52の2 令13表 XXVIII	令13①	—	—	—
46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	指示 事後報告
46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	指示 事後報告
47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	指示 事後報告
47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	指示 事後報告

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定			
法定			
法定	○	事後報告	
自治	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
自治	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表 XXX	令13①	自治 令12①	令12①	指示①(法52の3) 事後報告② (令12②)

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
48	公聴会の開催	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	法定		事後報告		
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	法定		事後報告		
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表 XXX II	令13①	—	—	法定	○	事後報告		
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表 XXX III	令13①	—	—	法定	○	事後報告		

2-⑭ 法令名： 採石法 (S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	—	自治 令4	—	—	法定	○		
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	令4	—	法34の7 令4	—	法定	○		
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	—	—	—	—	法定	○		

2-15 法令名：工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
19①②、 20①、23 ①～③	認証機関の登録	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
28①	登録の更新	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	—	—	—	法69の6 令3①	—	—	
36	国内登録認証機関に対する適合命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
37	国内登録認証機関に対する改善命令	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3①	法69の6 令3①	—	—	
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	—	—	令3②	法69の6 令3②	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	

3-① 法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20法38）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	農工商等連携事業計画の認定	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<4③>	農工商等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
5①～③	農工商等連携事業計画の変更等	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確 認（課税の特例の適用条件）	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
17①	認定農工商等連携事業者に対する報告の徴収	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
6①③	農工商等連携支援事業計画の認定	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
<6③>	農工商等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
7①②	農工商等連携支援事業計画の変更等	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	
17②	認定農工商等連携支援事業者に対する報告の徴収	法19 省令4②	省令4②	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-② 法令名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律（H19法22）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
13	報告	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—	法定		指示 事後報告	
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～ ③	令27①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—	法定	○	同意 指示	
16	是正命令	法20⑩ 令27①	令27①	—	—	—	法定	○	同意 指示	



3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19法39）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
11	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	
15	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告 の徴収	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	法定	○	事後報告	

3-④ 法令名： 株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
24	監督命令	法60⑤ 令33①②	令33①②	—	—	—
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④	令33①～④	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

3-⑤ 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17法85）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの意見徴収	法24 令7③	—	—	—	—	法定	事後報告		
5①②	総合効率化計画の変更等	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
7①②	特定流通業務施設の確認	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		
21	報告の徴収	法24 令7③	—	自治 令6	—	—	自治	事後報告		



3-⑥ 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	技術基準適合命令	法33 規則36① I	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
28②	指導及び助言	法33 規則36① II	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① III	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36① IV	規則36①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-⑦ 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律（H14法87）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
130③	報告の徴収	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	
131②	立入検査	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-⑧ 法令名：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤Ⅰ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定		指示 事後報告	
24①～③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤Ⅲ	令7⑤	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-9 法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考		
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)		大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9①	経営革新計画の承認	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
10①②	経営革新計画の変更等	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)	自治	—	事後報告	
34①	経営革新計画に基づく調査	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
35	報告の徴収	法38 令12①	—	自治	—	—	自治	○	事後報告	
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
34②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法38 令12①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
35	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る	法38 令13①	—	—	—	—	法定	○	事後報告	

3-⑩ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の2① ⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の3① ②④～⑥	中小企業承継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-① 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52	報告の徴収	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
53①	立入検査	法56 令7①	令7①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-12 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律（H10法117）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4 ③命令	法20の4 ③命令	—	—	—	
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定		指示	
法定		指示	
法定		指示	

3-13 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-14 法令名：労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（H4法90）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
10①～⑤	公正取引委員会との関係（法8の承認をしようとする場合において、公取委に対し意見を述べる等）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
10⑥	公正取引委員会との関係（承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
<10⑥>	公正取引委員会との関係（虚偽の報告をした場合等における承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知）※法12③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な協力の要請	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況について の報告徴収等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—	自治		事後報告	



3-⑮ 法令名： 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容				同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考		
37②	報告及び立入検査	出先機関の長への委任根拠 法39③ 令32⑤	大臣の執行権留保 令32⑤	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	法定	○	指示 事後報告	



3-16 法令名：商品投資に係る事業の規制に関する法律（H3法66）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）		大臣並行権限
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	事後報告	
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	指示 事後報告	
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④	令14②	—	—	—	法定	指示 事後報告	
31	業務改善命令	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定	同意 指示	

3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7①③～⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7②③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理※法7の3④において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7②③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
7④①～③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<7④①～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<8②>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法18①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		
<13③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	法定	事後報告		



3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<13③>	特定連鎖事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2②において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
17①～④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
<17①～④④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
19①～④	特定連鎖事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
61①～④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	—	—	—	—	—	—	事後報告	
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	—	○	事後報告	
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	—	—	事後報告	
<14①>	特定連鎖事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	—	—	事後報告	
15①	特定事業者による定期報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	—	—	事後報告	
<15①>	特定連鎖事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	—	—	事後報告	

3-17 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16①～④	合理化計画に係る指示、公表(特定事業者)(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
<16①～④>	合理化計画に係る指示、公表(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	法定	○	事後報告	
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
<20③>	特定連鎖化事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
60	荷主に対する指導及び助言(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定	○	事後報告	
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
63①	特定荷主による定期報告の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	法定		事後報告	
64①②	特定荷主に対する勧告、公表(注2)	法92②④ 令34④	法64③	—	—	—	法定	○	事後報告	
87③⑨	報告及び立入検査(注1)(注2)	法92①②④ 令34④	令34④	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-18 法令名：消費生活用製品安全法（S48法31）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17①	—	—	
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17②	—	—	
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17③	—	—	
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	—	—	—	法56② 令17④	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	

3-18 法令名：消費生活用製品安全法（S48法31）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	—	—	—
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	—	—	—
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	—	—
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性について の表示の禁止命令	法56② 令17⑤	—	—
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者 者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	—	—
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	—	—
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	—	—
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告 徴取	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入 検査	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費 生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	令14①	指示①(令16) 事後報告6② (令14②)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○		
法定	○		
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

3-19 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	—	—	—	—	法定			
33	報告の徴収	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法33	指示(i) (令④)	自治	○	指示	
34①	立入検査等	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法34①	指示(i) (令④)	自治	○	指示	
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	—	—	—	—	法定	○		



3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
10①	割賦販売業者に対する勧告	法48① 令34①I	令34①	—	—	—
16②	営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理(許可割賦販売業者)	法48① 令34①II	令34①	—	—	—
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①II	令34①	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定		事後報告	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
18の5③⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<18の5③⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の3①~③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の3①~③、⑤>	供託書の写しの提出等(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
22②	不足額の前受金保全措置の届出(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
30の5の3①	包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
33の5	登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
34①	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<20②>	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	同意指示	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
34の2① ②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		同意 指示	
法定	○		
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定		事後報告	
法定			

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
34の3①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①IV	—	—	—	—
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法34の3②において準用	法48① 令34①IV	—	—	—	—
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3において準用	法48① 令34①IV	—	—	—	—
35の3の2①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V	令34①	令33①I、 ②I	事後報告6② (令33④)	事後報告
35の3の3①	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①V	令34①	—	—	同意指示
35の3の3②①②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等	法48① 令34①V	令34①	令33①II、 ②II	事後報告6② (令33④)	同意指示
35の3の3②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①V	令34①	令33①II、 ②II	事後報告6② (令33④)	同意指示
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①V	令34①	—	—	—
35の3の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①VI	—	—	—	事後報告
<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	事後報告
35の3の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①VI	—	—	—	同意
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	同意
35の3の26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①VI	—	—	—	同意

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		同意	
法定			
法定		事後報告	
法定	○	同意指示	
法定	○	同意指示	
法定	○ (登録取消は並行権限なし)	同意指示	
法定			
法定			
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	同意	

3-20 法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否の通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請受理	法48① 令34①VI	—	—	—	
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びその通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒否※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の3の33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	
<35の3の32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法35の3の33②③5において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改善命令	法48① 令34①VII	令34①	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	同意	
法定			
法定			
法定		事後報告	
法定			
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定			
法定	○	同意	
法定			
法定		事後報告	
法定	○	同意	

3-20 法令名： 割賦販売法 (S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①VIII	令34①	自治	令33③	事後報告6② (令33④)
40③⑤⑦ ~⑨⑪	包括信用購入あつせん業者、又は個別信用購入あつせん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告徴収等	法48① 令34①IX	令34①	自治	令33①III、 ②II、③	事後報告6② (令33④)
41①③~ ⑥	立入検査	法48① 令34①X	令34①	自治	令33①III、 ②II、③	事後報告6② (令33④)
43①	聴聞	法48① 令34①XI	令34①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12①I	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12①II	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12①III	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしなかった場合等の総会招集 の承認※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 96⑤>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しな ければならないこと※法5の23⑤において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①IV	—	自治 令11①	—	—	自治 令11①	—		

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<中小企業等協同組合法105の4①>	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等協同組合法106①～③>	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
97ただし書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12②Ⅰ	—	自治 令11②	—	—
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可等 ※法33において準用する場合含む	法101の4 令12②Ⅱ	—	自治 令11②	—	—
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12②Ⅲ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法35の2>	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会の招集の手続をしなかつた場合等の総会招集の承認※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法51②>	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法57の5>	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法62②>	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<中小企業等協同組合法66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法106>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等協同組合法105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の提出※法71において準用	法101の4 令12②IV	—	自治 令11②	—	—
67	主務大臣の命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②V	—	自治 令11②	—	—
92	報告の徴収	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
93①	立入検査	法101の4 令12②	—	自治 令11③④	法101の3 令11③	事後報告 令11④
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4 令12②VI	—	自治 令11②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治			
自治			

3-22 法令名： 信用保証協会法 (S28法196)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法定(2)④	法51 令6①IV	事後報告6② (令6②)	
43	支援機関に対する報告徴収・検査	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	例外



3-23 法令名：商品先物取引法（S25法239）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
214の3⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
231①～③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③	令57①	—	—	—
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
240の22①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤	令57①	—	—	—
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～⑪	令57①	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	
法定	○	同意 指示	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意	
法定	○	同意	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	同意 指示	

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9の2⑦	特定共済組合の事業の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の2の3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の6の2①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	共済代理店に対する立入検査等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	共済代理店に対する業務改善命令 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	協同組合連合会に対する立入検査等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の特例の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
31	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の7②③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告	
自治			
自治		事後報告	
自治			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の2①②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の3①④	報告の徴収	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
105の4①④	検査等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106の2①②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—
106の3	届出の受理	法111④ 令34①IV	—	自治 令33①	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治		事後報告	
自治			
自治			
自治			

他省庁と共管関係にある事務等について

- 1 現在、特定広域連合等に移譲を検討している移譲対象特定地方行政機関の事務等については、他省庁といわゆる共管とされているものがある。

例：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」における「農商工等連携事業計画の認定」については、主務大臣は、経済産業大臣と農林水産大臣と事業所管大臣

- 2 1の例における認定の権限は、同法において地方支分部局の長に委任されているが、今般の、出先機関改革に係る検討においては、例えば、経済産業局に委任されている経済産業大臣の権限に属する事務等を特定広域連合等に移譲することを検討している。

この場合、1の例で言えば、この認定の事務等の実施が、地方農政局長（国）と特定広域連合等の長（地方）とに分かれることになるが、同じ事務等を実施する際に、国と地方で行うことが可能か（いわば国と地方での共管は可能か）といった点が論点となる。

- 3 この点については、本法案において、移譲対象特定地方行政機関に委任されている〇〇大臣の権限を、特定広域連合等に法定委任することとしており、いわば法律によって、特定広域連合等に〇〇大臣と同一の事務等を実施することを可能としている。

- 4 従って、本法案により、認定等の事務等の実施主体が国と地方に分かれることになっても、特段の問題はなく、当該事務等を特定広域連合等に移譲することは可能であるものと解する。

【参考】

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

(主務大臣等)

第十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【機密性 2 情報】

【参考（いわゆる共管事務の権限の一部を都道府県に行使させている例）】

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第百八十五号）

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 略

（主務大臣等）

第一百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

- 一 協業組合に係る事項については、協業組合の行う事業を所管する大臣とする。
- 二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 略

（都道府県が処理する事務）

第一百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年三月二十八日政令第四十五号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 略

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三以下 略

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業
- 二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業
- 三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業
- 四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行なう酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）
- 五及び六 削除
- 七 鉱業
- 八 石油製品販売業
- 九 石炭販売業
- 十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

国土交通省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限等であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事

務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明しているものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただく方針です。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、追加で「共管」と回答のあったものについては、再度追って照会させていただきます。また、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 〇〇省—〇]

個表番号	〇—〇	法律名	〇〇に関する法律（S〇〇法〇〇）
条 項	〇〇① △△② □□②	事務内容	〇〇計画に対する指示、公表及び命令 〇〇に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成 24 年 4 月 13 日

「当てはめ修正試案」について(地方整備局)

I. 事務・権限の移譲のための措置(基本的な考え方)

○移譲事務等は広域的实施体制の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの「特例的な取扱い」とする。

①事務区分	・原則として法定受託事務とする。
②国の関与	・国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。
③移譲事務等に関する事業計画	・広域的实施体制は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。
④並行権限行使	・移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。
⑤区域外権限行使	・移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

○作用法に規定のある個別の事務・権限の移譲措置(事務区分、国の関与等)を定めた「当てはめ案」(平成 24 年 1 月 11 日照会)については、国土交通省からの回答及び上記の「特例的な取扱い」を踏まえ、以下のとおり、「当てはめ修正試案」として必要な見直しを行う。

(参考)

	法律数	備考
1. 「条件付き移譲」と回答のあったもの	42法律	(内訳)*一部重複あり ①現行法の枠組みの範囲内 20法律 ②「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等が条件 21法律 ③その他 3法律
2. 「移譲の例外」と回答のあったもの	58法律	(内訳)*一部重複あり ①国の役割を理由とするもの 19法律 ②広域的实施体制の適格性等を理由とするもの 37法律 ③区域を理由とするもの 12法律
3. 共管など	27法律	(内訳) ①共管と回答のあったもの(2月3日付け) 8法律 ②共管と追加回答のあったもの(4月4日付け) 17法律 ③委任事務のないもの 2法律
4. 追加で回答のあったもの	10法律	(内訳) ①2月3日付けで回答のあったもの 2法律 ②4月4日付けで回答のあったもの 8法律

* 法律によっては重複あり。

Ⅱ. 「当てはめ案」の見直しの考え方

1. 条件付き移譲

(1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあったもの

◆国土交通省の回答を踏まえ、Iの「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国の関与等を設け、広域的实施体制に移譲。

(対象となる法律: 20法律)

()内は「個表番号」 ※:重複するもの

- ・(2-8)高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ※
- ・(2-18)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-19)石油コンビナート等災害防止法
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-24)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・(2-25)都市再開発法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-31)地方住宅供給公社法
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-35)新住宅市街地開発法
- ・(2-37)宅地造成等規制法
- ・(2-39)下水道法 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(2)「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの

- ◆ I の「特例的な取扱い」を踏まえ、事務区分については「法定受託事務」(従来のメルクマールに左右されない特例的なもの)に区分し、国による関与等を必要に応じて柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣の指揮監督」を設けることは、国と地方の関係を「上下関係」に引き戻すものであるため考えていないが、移譲事務が継続的・安定的に実施されるために特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」を柔軟に設ける。
- ◆ 広域的实施体制が、毎年度、事業計画を提出し、大臣が同意する仕組みを設ける。
- ◆ 費用負担を伴う事務など、特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の認可、承認等」を柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」により適切な情報共有を可能にする措置を柔軟に設ける。

※広域的实施体制の議会の議決権・調査権に制約を設けるようなことは考えていないが、毎年度作成する事業計画は議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的实施体制の議会の議決が国の判断を覆すことにはならないと考えている。

(対象となる法律:21法律)

①道路法及び道路法に関係するもの(10法律)(別紙1参照)

- ・(2-12)電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-17)幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-23)地方道路公社法 ※
- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-34)共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-42)高速自動車国道法 ※
- ・(2-43)駐車場法
- ・(2-44)道路整備特別措置法 ※
- ・(2-48)道路法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※

②河川法及び河川法に関係するもの(6法律)(別紙2参照)

- ・(2-5)特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-13)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- ・(2-33)河川法 ※
- ・(2-41)特定多目的ダム法
- ・(2-57)水防法 ※
- ・(3-14)砂利採取法 ※

③その他、道路法、河川法に準じた取扱いを行うもの(5法律)

- ・(2-45)都市公園法 ※
- ・(2-54)港湾法 ※
- ・(2-60)砂防法 ※
- ・(3-15)地すべり防止法 ※
- ・(3-17)海岸法 ※

(留意事項)

(2-45) 都市公園法	・都市公園のうち「国が設置するもの」の管理について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(2-54) 港湾法	・「開発保全航路」の開発・保全について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(2-60) 砂防法	・直轄工事の際、砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示などについては「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(3-15) 地すべり防止法	・直轄工事の際、兼用工作物の管理者に地すべり防止工事の施工等をさせること等については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(3-17) 海岸法	・直轄工事の際、海岸管理者(都道府県)に代わって行う権限行使(許可の取消し又は措置命令等)については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。

(3) その他(個別に移譲の条件が示されたもの)(3法律)

- ◆国土交通省の回答を踏まえ、Iの「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国の関与を設け、広域的实施体制に移譲。
- ◆あわせて、国税当局に確認する。

- ・(2-14)大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
- ・(2-15)民間都市開発の推進に関する特別措置法
- ・(2-51)土地収用法(社会資本整備審議会等の意見の聴取) ※

(留意事項)

(2-14) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	・区域については、広域的实施体制から提案される区域との整合について検討する。 ・国税当局に確認する。
(2-15) 民間都市開発の推進に関する特別措置法	・国税当局に確認する。
(2-51) 土地収用法	・社会資本整備審議会等の意見聴取については、大臣の関与として「承認」を設けて、広域的实施体制に移譲。

2. 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 国の役割が理由とされているもの(19法律)

◆国の役割とされている理由について、地方側の理解が十分に得られた場合には「移譲の例外」となることも考えられる。
* 個表においては、「備考」欄に赤字で「例外」、「権限移譲後」欄は空欄とし、欄外に「P(検討中)」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

①「国の利害に重大な関係がある都市計画の都道府県による決定の際の国土交通大臣の同意」(都市計画法 18 条 3 項)に関連する事務権限を定めるもの(12 法律)

- ・(1-4)環境影響評価法
- ・(2-6)都市再生特別措置法 ※
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-27)近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・(2-29)首都圏近郊緑地保全法
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(3-12)集落地域整備法

②その他、国の役割と考えられるもの(7法律)

- ・(2-1)排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(国土の保全)
- ・(2-3)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(条約に基づく国際的保安対策)
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(都市再生機構の業務認可等) ※
- ・(2-42)高速自動車国道法(道路に関する調査) ※
- ・(2-45)都市公園法(都市公園の設置) ※
- ・(2-49)官公庁施設の建設等に関する法律(国の施設に関する事務)
- ・(3-17)海岸法(国土保全上極めて重要な海岸保全に関する事務)

(2) 広域的实施体制の適格性などが理由とされているもの(37法律)

◆広域的实施体制の適格性などが理由とされているものについては、Iの「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。

* 個表においては、備考欄に青字で「例外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4) 景観法 ※
- ・(2-5) 特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-6) 都市再生特別措置法 ※
- ・(2-7) マンションの建替えの円滑化等に関する法律
- ・(2-8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-10) 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・(2-16) 浄化槽法
- ・(2-17) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-18) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-23) 地方道路公社法 ※
- ・(2-25) 都市再開発法 ※
- ・(2-26) 都市計画法 ※
- ・(2-33) 河川法 ※
- ・(2-38) 住宅地区改良法
- ・(2-39) 下水道法 ※
- ・(2-44) 道路整備特別措置法 ※
- ・(2-45) 都市公園法 ※
- ・(2-46) 土地区画整理法 ※
- ・(2-48) 道路法 ※
- ・(2-50) 公営住宅法
- ・(2-51) 土地収用法 ※
- ・(2-52) 建築基準法 ※
- ・(2-54) 港湾法 ※
- ・(2-57) 水防法 ※
- ・(2-58) 公有水面埋立法
- ・(2-59) 運河法
- ・(2-60) 砂防法 ※
- ・(3-3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-9) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-10) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 ※
- ・(3-13) エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※
- ・(3-14) 砂利採取法 ※
- ・(3-15) 地すべり等防止法 ※
- ・(3-17) 海岸法 ※
- ・(3-18) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(3) 区域の制約が理由とされているもの(12法律)

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。
* 個表においては、備考欄に緑字で「域外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4) 景観法 ※
- ・(2-9) マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ・(2-36) 不動産の鑑定評価に関する法律
- ・(2-47) 宅地建物取引業法
- ・(2-52) 建築基準法 ※
- ・(2-53) 建築士法
- ・(2-55) 建設業法
- ・(2-56) 測量法
- ・(3-5) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-11) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-13) エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※

3. 共管と回答のあったものの取扱い

◆関係府省にも別途、不都合が生じないかを確認の上、広域的实施体制に移譲。

* 別添「他省庁と共管関係にある事務等について」参照。

* 追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)については、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①「共管」のため回答留保又は移譲できないと回答のあったもの(2月3日付け)(8法律)

- ・(2-20)公有地の拡大の推進に関する法律
- ・(3-1)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
- ・(3-2)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
- ・(3-7)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
- ・(3-8)産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
- ・(3-10)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」 ※
- ・(3-16)中小企業団体の組織に関する法律
- ・(3-19)中小企業等協同組合法

②追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)(17法律)

- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-39)下水道法
- ・(3-3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・(3-5)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
- ・(3-9)地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-11)資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-12)集落地域整備法
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・(3-14)砂利採取法
- ・(3-15)地すべり等防止法
- ・(3-17)海岸法
- ・(3-18)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

4. 追加で回答のあったもの(法律平成23年12月以降に施行された法律などにより出先機関に委任されている事務の取扱い)

◆個表の形式で条項ごとに整理したものを照会。

*4月4日付け回答において追加されたものについては、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①2月3日付け回答で追加されたもの(2法律) * 今回の「当てはめ修正試案」に反映

- ・(追加1)東日本大震災復興特別区域法(H23法122)
- ・(追加2)津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)

②4月4日付け回答において追加されたもの

- ・(追加3)民法(M29法89)
 - *一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)
- ・(追加4)公益信託ニ関スル法律(T11法62)
- ・(追加5)独立行政法人水資源機構法(H14法182)
- ・(追加6)個人情報の保護に関する法律(H15法57)
- ・(追加7)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法67)
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23法114)

直轄国道の移譲のための措置

平成24年4月13日

* 数字は道路法の条番号

国土交通省提示の移譲の条件	現在内閣府で考えている移譲のための措置	説明
1 自治事務・法定受託事務ではない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法定受託事務」を提示
2 広域的实施体制の長に対する指揮監督	◎国道の改築等(12)、管理(13) ◎区域決定等(18) ◎監督処分(71)	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、「指揮監督」と実質的に同様の効果の確保が可能
3 大臣が決定する計画や予算に基づき広域的实施体制が執行する仕組み	○国道の改築等(12)、管理(13) ○区域決定等(18)	事業計画の大臣への協議の中で大臣が決定する計画や予算の内容の反映が可能
4 「従わなければならない基準」の作成	○国道の改築等(12)、管理(13)	広域的实施体制は大臣が定めた基準に従う義務あり
5 必要な処分の指示及び広域的实施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	○工事施行命令(21、22) ○現状回復の指示(40) ○違法放置物件への措置(44の2) ○通行の禁止等(46) ○負担金の強制徴収(73)等	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、必要な処分の実施の確保が可能
6 一定の事務を行おうとする場合の大臣の認可等	○占用料の徴収(39) ○費用負担に係る協議(54、55) ○損失の補償(69、70、72、91)等	国交省が必要とする事務に「大臣の認可等」を設定することにより、大臣の意思の反映が可能
7 広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況調査、結果の公表、事後報告等	○道路台帳の調整(28) ○道路占用の許可(32～36) ○利便施設協定の公告(48の18)等	「大臣への情報提供」「大臣への事後報告」により適切な情報共有が可能
8 広域的实施体制の議会の議決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは考えていないが、毎年度作成する事業計画は、毎年度作成する事業計画の議会の議決が国の判断を覆すことにはならない。	

注1 広域的实施体制の長を道路管理者(18)とみなすため、特例法施行令でみなし規定(又は読替え規定)を置くことが必要。

注2 次の9法律は、道路法と同様の扱い:「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」「幹線道路の沿道の整備に関する法律」「地方道路公社法」「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」「共同溝の整備等に関する特別措置法」「駐車場法」「自動車国道法」「高速度自動車道路法」「高速度自動車道路法」「高速度自動車道路法」「高速度自動車道路法」

直轄河川の移譲のための措置

平成24年4月13日

* 数字は河川法の条番号

国土交通省提示の移譲の条件	現在内閣府で考えている移譲のための措置	説明
1 自治事務・法定受託事務ではない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法定受託事務」を提示
2 広域的实施体制の長に対する指揮監督	◎一級河川の管理(9) ◎監督処分(75)	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、「指揮監督」と実質的に同様の効果の確保が可能
3 大臣が決定する計画や予算に基づき広域的实施体制が執行する仕組み	○一級河川の管理(9) ○河川整備計画の制定(16の2)	事業計画の大臣への協議の中で大臣が決定する計画や予算の内容の反映が可能
4 「従わなければならない基準」の作成	○一級河川の管理(9) ○ダム等の操作規則の制定(14)	広域的实施体制は大臣が定めた基準に従う義務あり
5 必要な処分の指示及び広域的实施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	○附帯工事の施工(19) ○洪水時等における緊急措置(40) ○洪水調節のための指示(52) ○河川保全区域の指定(54) ○負担金の強制徴収(74) 等	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、必要な処分の実施の確保が可能
6 一定の事務を行おうとする場合の大臣の認可等	○流水の占用許可(23、40) ○費用負担に係る協議(66) ○損失補償(21) 等	国交省が必要とする事務に「大臣の認可等」を設定することにより、大臣の意思の反映が可能
7 広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況調査、結果の公表、事後報告等	○河川台帳の調整(12) ○兼用工作物の工事等の協議(17) ○管理主任技術者の選任届(50) 等	「大臣への情報提供」「大臣への事後報告」により適切な情報共有が可能
8 広域的实施体制の議会の議決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは考えていないが、毎年度作成する事業計画は、議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的实施体制の議会の議決が国の判断を覆すことにはならない。	

注1 広域的实施体制の長を河川管理者(7)とみなすため、特例法施行令でみなし規定を置くことが必要。

注2 次の5法律は、河川法と同様の扱い:「特定都市河川浸水被害対策法」「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」「特定多目的ダム法」「水防法」「砂利採取法」

平成24年4月13日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の 「当てはめ修正試案」（個表）

地方整備局

国の出先機関の個別事務・権限の「当てはめ修正試案」

当修正試案については、貴省からいただいた回答を基本に、別紙でお示した「事務・権限の移譲のための措置（基本的な考え方）」の「特例的な取扱い」を加えたものです。

1 条件付き移譲

- (1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあったもの … 20法律
 - 修正なし（黒字で記載）
- (2) 「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの … 21法律
 - 備考欄に「対応策」と青字で記載
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載
- (3) その他（個別に移譲の条件が示されたもの） … 3法律
 - 備考欄に「対応策」と青字で記載
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

2 「移譲の例外」と回答のあったもの

- (1) 国の役割が理由とされているもの … 19法律
 - 備考欄に「例外」と赤字で記載
 - ※ 地方側の理解が十分に得られた場合には、移譲の例外となることも考えられる。このため、「当てはめ修正試案」については、「検討中(P)」の扱いとし、権限移譲後の欄は空欄とする。
- (2) 広域の実施体制の適格性などが理由とされているもの … 37法律
 - 備考欄に「例外」と青字で記載
 - ※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載
- (3) 区域の制約が理由とされているもの … 12法律
 - 備考欄に「域外」と緑字で記載
 - ※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、緑字で事務区分や国の関与等を記載

3 共管と回答のあったもの … 8法律（2月3日付け回答）

- 備考欄に「共管」と青字で記載
- ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

地方整備局個表目次

区分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方整備局」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	1-①	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年五月十八日法律第五十二号）
	1-②	都市鉄道等利便増進法（平成十七年五月六日法律第四十一号）
	1-③	都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）【個表No2-⑥で記載】
	1-④	環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）
	1-⑤	道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号）【個表No2-④⑧で記載】
事務の根拠法に「地方整備局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-①	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年六月二日法律第四十一号）
	2-②	特定住宅取壊担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年五月三十日法律第六十六号）
	2-③	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年四月十四日法律第三十一号）
	2-④	景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）
	2-⑤	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）
	2-⑥	都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）
	2-⑦	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）
	2-⑧	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日法律第二十六号）
	2-⑨	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第四十九号）
	2-⑩	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年六月二十三日法律第八十一号）
	2-⑪	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年五月九日法律第四十九号）
	2-⑫	電線共同溝の整備法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）
	2-⑬	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年三月四日法律第八号）
	2-⑭	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年五月十七日法律第四十七号）
	2-⑮	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年六月二日法律第六十二号）
	2-⑯	浄化槽法（昭和五十八年五月八日法律第四十三号）
	2-⑰	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十四号）
	2-⑱	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年七月十六日法律第六十七号）
	2-⑲	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）
	2-⑳	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）
	2-㉑	新都市基盤整備法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十六号）
	2-㉒	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年四月一日法律第三十二号）
	2-㉓	地方道路公社法（昭和四十五年五月二十日法律第八十二号）
	2-㉔	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三百三十六号）
	2-㉕	都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）
	2-㉖	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）
	2-㉗	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年七月三十一日法律第三百三十三号）
	2-㉘	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年四月一日法律第四十五号）
	2-㉙	首都圏近郊緑地保全法（昭和四十六年六月三十日法律第一百一号）
	2-㉚	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年七月一日法律第百十号）
	2-㉛	地方住宅供給公社法（昭和四十年六月十日法律第二百二十四号）
	2-㉜	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年七月三日法律第四百四十五号）
	2-㉝	河川法（昭和三十九年七月十日法律第六十七号）
	2-㉞	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日法律第八十一号）
	2-㉟	新住宅市街地開発法（昭和三十八年七月十一日法律第三百三十四号）
	2-㊱	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年七月十六日法律第五百二十二号）

<p>事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方整備局長」を指定しているもの</p>	<p>2-57 2-58 2-59 2-40 2-41 2-42 2-43 2-44 2-45 2-46 2-47 2-48 2-49 2-50 2-51 2-62 2-63 2-51 2-65 2-66 2-67 2-68 2-69 2-60 追加2</p>	<p>宅地造成等規制法（昭和三十六年十一月七日法律第九十一号） 住宅地区改良法（昭和三十五年五月十七日法律第八十四号） 下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号） 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年四月二十八日法律第九十八号） 特定多目的ダム法（昭和三十三年三月三十一日法律第三十五号） 高速自動車国道法（昭和三十三年四月二十五日法律第七十九号） 駐車場法（昭和三十三年五月十六日法律第六十号） 道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） 都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号） 土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第九十九号） 宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第七十六号） 道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号） 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年六月一日法律第八十一号） 官営住宅法（昭和二十六年六月四日法律第二百九十三号） 土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百九十九号） 建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号） 建築士法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号） 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百一十八号） 建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第二百一十八号） 測量法（昭和二十四年六月三日法律第八十八号） 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） 公有水面埋立法（大正十四年四月九日法律第五十七号） 運河法（大正二年四月九日法律第六号） 砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号） 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月二十四日法律第二百二十三号）</p>	<p>3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 3-14 3-15 3-16 3-17 3-18 3-19 追加1</p>	<p>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十八号） 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十九号） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第八十八号） 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年八月十三日法律第三百三十一号） 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第一百七号） 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年五月二十七日法律第六十二号） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号） 集落地域整備法（昭和六十二年六月二日法律第六十三号） エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号） 砂利採取法（昭和四十三年五月三十日法律第七十四号） 地すべり等防止法（昭和三十三年三月三十一日法律第三十号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年十一月二十五日法律第八十五号） 海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第一百号） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号） 中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第八十一号） 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号）</p>
---	--	---	--	--

1-1 法令名： 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(H19法52)

条項	事務内容				出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合 事務区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		権限移譲後 事務の区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		備考
----	------	--	--	--	----------------------	--------------	--	--	--	--	----



1-2 法令名： 都市鉄道等利便増進法(H17法41)

条項	事務内容				出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合 事務区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		権限移譲後 事務の区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		備考
----	------	--	--	--	----------------------	--------------	--	--	--	--	----



1-4 法令名： 環境影響評価法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39①	都市計画に定められる第二種事業について届出を行うこと	39①	—	自治	—	—	
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②	—	自治	—	—	例外 P
40②	環境影響評価書の送付を行うこと等	40②	—	自治	—	—	
40②	環境影響評価書の送付を受けること等	40②	—	自治	—	—	例外 P
41①	準備書等と都市計画案の公告等を行うこと等	41②	—	自治	—	—	
42③	環境の保全について審査すること	42③	—	自治	—	—	例外 P



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
/	/	/	
/	/	/	例外 P
/	/	/	
/	/	/	例外 P
/	/	/	
/	/	/	例外 P

* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。(都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。)

2-1-① 法令名： 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(H22法41)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	—	—	—
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議※6②において準用	—	—	—
7①②	監督処分	—	—	—
9①②⑥⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—
10②	捨て又は放置してはならないもの指定(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—
11①~⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②	規則15②	—
12①	報告徴収、立入検査	規則15②	—	—
13①~③	負担金等及び延滞金を徴収すること等	規則15①	—	—
14①	許可の条件を付すこと	規則15①	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
例外			

2-② 法令名： 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(H19法66)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
4①	住宅建設瑕疵担保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
5	住宅建設瑕疵担保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
7②	住宅建設瑕疵担保証金の不足額の供託の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
<7②>	住宅販売瑕疵担保証金の不足額の供託の届出受理※16において準用	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
9②	住宅建設瑕疵担保証金の取戻しの承認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
<9②>	住宅販売瑕疵担保証金の取戻しの承認※16において準用	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
12①	住宅販売瑕疵担保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
13	住宅販売瑕疵担保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
28①	報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42②③	規則42②③	—	—	—	法定	○	指示 事後報告 例外	



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑧	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑧>	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑧>	水域保安規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠			同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
<32⑥>	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設の管理者)(* 1)※30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
34①②	改善勧告、措置命令(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②において準用する30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(* 2)※33②において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(* 2)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理者)※38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②	規則82②	—	—	—				P
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②	規則82②	—	—	—				P



(*1) 特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設
 (*2) 特定コンテナ埠頭施設等以外の国際埠頭施設

2-4④ 法令名： 景観法(H16法110)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条例)	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条例)	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32	規則32	自治	法78	—	法定	○ 事後報告	例外	



2-5 法令名： 特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

条項	事務内容	出先機関の専への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合							
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与(メルクマール)			
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限		
	【国土交通大臣の権限】										
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること。	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】										
4①④～⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—
5①	流域水害対策計画の実施等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—
6①③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受け ること。	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
	法定		
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	例外
法定		同意	対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑥ 法令名：都市再生特別措置法(H14法22)
(1-3)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I	—	—	—	—				例外
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II	—	—	—	—	法定	承認		例外



P

2-⑦ 法令名: マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		権限移譲後		備考
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	規則61	規則61	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 ○
				自治	規則61	—	法定	事後報告
								例外



2-⑧ 法令名： 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39	—	—	—	—
52、53①、54、55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等(＊)	規則39	—	—	—	—
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可(＊)	規則39	—	—	—	—
<54、55>	事業の変更認可に係る通知等(＊)※56②)において準用	規則39	—	—	—	—
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認(＊)	規則39	—	—	—	—
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること(＊)	規則39	—	—	—	—
66	報告徴収(＊)	規則39	—	—	—	—
67②③	事業の認可に基づき地位を承継した者からの届出を受けること等(＊)	規則39	—	—	—	—
68	改善命令(＊)	規則39	—	—	—	—
69①	事業の認可の取消し(＊)	規則39	—	—	—	—
<55>	事業の認可の取消しに係る通知(＊)※69②)において準用	規則39	—	—	—	—
70①	事業廃止の届出を受けること(＊)	規則39	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		承認	例外
自治			

(＊)都道府県が終身賃貸借事業者の場合

2-㉔ 法令名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
46①②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
49	マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
81	必要な指示(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
82	業務停止命令(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
84	監督処分(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
85	報告徴収(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	事後報告	域外	
86①	立入検査(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	事後報告	域外	
59①	管理業務主任者の登録	規則104	—	—	—	—	自治		域外	
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104	—	—	—	—	自治		域外	



2-⑨ 法令名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律（H12法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104	—	—	—	—
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104	—	—	—	—
64①②	指示及び事務の禁止（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—
65	登録の取消し（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—
66	登録の消除（管理業務主任者）	規則104	—	—	—	—
67	報告徴収（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治	○	事後報告	域外

2-10 法令名： 住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	住宅性能評価機関の登録	規則125	—	—	—	
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等	規則125	—	—	—	
(9①)	住宅性能評価機関の登録更新※11②において準用	規則125	—	—	—	
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理	規則125	—	—	—	
16①	評価業務規程の作成等の届出受理	規則125	—	—	—	
16③	不適当な評価業務規程に係る変更命令	規則125	規則125	—	—	
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令	規則125	規則125	—	—	
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令	規則125	規則125	—	—	
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等	規則125	規則125	—	—	
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等	規則125	—	—	—	
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等	規則125	規則125	—	—	



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定			例外
法定		指示 事後報告	例外

(*) 評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみに行う登録住宅性能評価機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

2-⑪ 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30の2④ ⑦	従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 (独立行政法人都市再生機構)	規則136	—	—	—	—	—	—	例外	
62③	模範定款例を定めること	規則136	—	—	—	—	—	—		
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること	規則136	—	自治	—	—	—	—		
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)※129②において準用	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
<128①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地所有者等が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付)※129②において準用	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに送付)	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付)※157②において準用	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が株式会社防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付)※172②において準用	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付)※175②において準用	規則136	—	—	—	—	事後報告	事後報告		
179①	事業計画において定めた設計概要の認可 (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	—	自治	—	—	事後報告	事後報告		
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136	—	自治	—	—	事後報告	事後報告		
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136	—	自治	—	—	事後報告	事後報告		
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可※184Iにおいて準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	事後報告		



2-①① 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後	備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付 (国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
188①	施行規程等の認可及び変更の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<140①③④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市町村への事業計画の送付等※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—		
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—		
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が施行規程等の認可をしたとき)※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—		
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—		
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	—	—	—	—		
268①	報告の徴求等 (都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	規則136	自治	268①	—	○	
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136	—	—	—	—		例外 P
272①②	是正の要求等 (都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136	規則136	自治	272②	—		例外 P



2-①① 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意	規則136	—	自治	—	—	自治			
304	再審査請求の裁決等	規則136	—	—	—	—	自治			



2-12 法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（H7法39）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	備考
		補助国道		都道府県道				
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【道路管理者としての権限】							
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
5②～⑤	電線共同溝の建設等	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
8①②	電線共同溝の増設等	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
4①～④、6②	電線共同溝の増設完了後の占用の許可の申請等 ※8③において準用	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
5②～⑤	電線共同溝の増設等※8③において準用	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
9	道路占用許可等の制限	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
16②	電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-12 法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	出先機関の 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
<道路法 69②③>	措置命令等に係る損失補償※17③において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
18	電線共同溝管理規程の制定	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
20②	原状回復に係る必要な指示	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<道路法 73①~③>	負担金等の強制徴収等※25において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-⑬ 法令名： 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【国土交通大臣の権限】									
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令② II	—	—	—	—	—	—	—	—
16①～ ③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令② II	—	—	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】									
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に関し協議を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
7①②④ ⑤⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
9①④	協議会の設置等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-14 法令名： 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3①②、4①②	宅地開発事業計画の認定	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
6①	宅地開発事業計画の認定の通知	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
7①	宅地開発事業計画の変更認定	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
3②、4①②、5①②、7②	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等※ 7②において準用	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
8	届出の受理(宅地造成の開始)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
9	宅地造成工事の完了の確認	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
11	届出の受理(造成宅地の処分)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)	規則12	—	自治	—	法定	○	事後報告	対応策
13	認定事業者の地位の承継の承認	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
14	改善命令(認定事業者)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
6①	宅地開発事業計画の認定取消しの通知※15③において準用	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策



(*) 国交大臣権限のうち、日本勤労者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るもの以外のものを整備局長へ委任

2-15 法令名： 民間都市開発の推進に関する特別措置法 (S62法62)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12	—	—	—	—
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12	—	—	—	—
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12	—	—	—	—
14の7	認定事業者等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12	—	—	—	—
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12	—	—	—	—
14の11①	計画の認定の取消し	規則12	—	—	—	—
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策

2-16 法令名： 浄化槽法（S58法43）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4 (*1)	—	—	—	—
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4 (*1)	—	—	—	—
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4 (*1)	—	—	—	—
18①~③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4 (*1)	—	—	—	—
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4 (*1)	—	—	—	—
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4 (*1)	—	—	—	—
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (*2)	—	—	—	—
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25 (*2)	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
法定				例外
法定	○	事後報告		例外
法定				例外
法定	○	事後報告		例外

(*1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(*2)浄化槽設備士に関する省令

2-17 法令名： 幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考
				補助国道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	都道府県道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14	—	—	—	—	—	—
13の6①	情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)	令14	—	—	—	—	—	—
	【道路管理者としての権限】							
5③	都道府県知事から協議を受けること (沿道整備道路としての指定)	令14	—	—	—	—	—	—
5④	都道府県知事に対し要請すること (沿道整備道路としての指定)	令14	—	—	—	—	—	—
7①②	必要な措置を講ずること (道路交通騒音の減少等のための措置)	令14	—	—	—	—	—	—
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等 (沿道整備道路)	令14	—	—	—	—	—	—
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14	—	—	—	—	—	—
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14	—	—	—	—	—	—
13①②	必要な助成等の措置等 (防音上有効な構造とすために行う工事)	令14	—	—	—	—	—	—
13の6②	必要な協力を行うこと (沿道整備推進機構)	令14	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定	○	承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定			
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50法67）

条項	事務内容	出先機関の委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	自治	—	—	自治	—	事後報告	
58①、59①	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	自治	—	—	自治	—	事後報告	
59④	施行規程等の統覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	自治	—	—	自治	—		
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	—	—		
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	自治	—	—	自治	—		
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	自治	—	—	自治	—	事後報告	
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	自治	95①		
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	自治	95①	—	自治	95①	○	
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2	—	—	—	—	—	○	例外
〈土地区画整理法124～126〉	是正の要求※96において準用	規則51の2 (126①のみ)	—	—	—	—	—	○	事後報告
99	技術的援助の求めを受けけること	規則51の2	自治	—	—	自治	—	○	



2-⑱ 法令名： 石油コンビナート等災害防止法（S50法84）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		権限移譲後		備考	
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	—	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
				—	—	—	法定		



2-㉔ 法令名： 公有地の拡大の推進に関する法律（S47法66）

条項	事務内容				権限移譲後			備考
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			事務の区分 (メルクマール)	備考
		令9の2	令9の2	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)		
		令9の2	19②	自治	19②	—	法定	共管



2-㉑ 法令名： 新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則45	—	自治	—	—
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること。	規則45	規則45	自治	—	—
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	規則45	自治	61	—
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45	—	—	—	—



事務区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
自治			
自治			
自治			
法定	○		
法定	○		
			例外

2-㉔ 法令名： 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法 (S46法32)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	(政省令での委任規定のみ)									



2-23 法令名： 地方道路公社法 (S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣としての権限】					
5②	定款変更認可	規則22	—	自治	—	—
9①	道路公社設立認可	規則22	—	自治	—	—
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22	—	—	—	—
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22	—	自治	—	—
22②	業務方法書変更認可	規則22	—	自治	—	—
31	道路公社社裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22	—	—	—	—
34③	道路公社解散認可	規則22	—	自治	—	—
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22	—	—	—	—
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22	—	—	—	—
36の2③ (4)	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22	—	—	—	—
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22	—	—	—	—
38①	報告徴収、立入検査	規則22	—	自治	38①	—
39	監督命令	規則22	—	自治	39	—
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができ る業務の認可	規則22	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定		承認	例外

2-②③ 法令名： 地方道路公社法 (S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後			備考
				補助国道		都道府県道		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限				
	【道路管理者としての権限】										
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認	対応策
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認	対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-⑭ 法令名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（S45法136）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-25 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合		
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	—	—
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市の みか設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等 の認可等) ※58③④において準用	規則40	—	—	—
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発事業の認可)	規則40	—	—	—
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発事業の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	—	—	—
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	自治	—	—
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更) ※56①において準用	規則40	自治	—	—
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	自治	—	—
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	自治	—	—
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治		事後報告	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告	
自治		事後報告	

2-25 法令名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—
99の3③	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40	—	自治	—
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—
124①②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	規則40 (124①のみ)	自治	124①
126①②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	規則40	自治	126②
133①	管理規約の認可 (都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る認可)	規則40	—	自治	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
自治			

2-26 法令名： 都市計画法（S43法100）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①	—	—	—	—
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①	規則59の3②	—	—	—
18③④	協議を受け、同意すること (国の利害に重大な関係がある都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	—	—
20①	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	20①	—
23①～③、⑤	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3①	—	自治	—	—
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対す)	規則59の3①	規則59の3②	—	(24④)	—
59①②⑥、60①、60②②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
63①	事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外
			例外 P
法定	○	事後報告	例外
			例外 P
			例外 P
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)

2-26 法令名：都市計画法（S43法100）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等をすること	規則59の3①	規則59の3②	自治	80	—
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
82①	立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①	—	自治	—	—
87の2③④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の3①	—	自治	—	—
<87の2③④>	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更)※21②において準用	規則59の3①	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定	○	事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
法定		事後報告	例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
			例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)
			例外 (都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務)

P

P

2-⑪ 法令名： 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（S42法103）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—				P
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—					P



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—	—				例外
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7	—	—	—					例外

2-②⑧ 法令名： 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考		
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	権限移譲後			
	【道路管理者としての権限】			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限
5①③	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定		同意	対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-29 法令名： 首都圏近郊緑地保全法 (S41法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		権限移譲後		備考	
5②	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6	—	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
				—	—	—			例外



P

2-30 法令名：流通業務市街地の整備に関する法律（S41法110）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者：都道府県)	規則27	—	自治	—	—	自治	—	—	
26②	施行計画の届出受理 (施行者：都道府県)	規則27	—	自治	—	—	自治	—	—	
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—	法定	○	—	
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者：都道府県)	規則27	規則27	自治	—	—	法定	○	—	
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	—	—	—	—	自治	—	—	
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等への同意しようとするとき) 行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画への同意しようとするとき)	規則27	—	—	—	—	—	—	—	P
46②		規則27	—	自治	—	—	自治	—	—	例外



2-31 法令名： 地方住宅供給公社法 (S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5②	定款の変更の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
9	設立の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
12④	監事からの意見を受けること	規則36	—	自治	12④	—
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	—	—	—	—
36②	解散の認可 (地方公社)	規則36	—	—	—	—
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	—	—	—	—
38の2③④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること。	規則36	—	—	—	—
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	—	—	—	—
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査を行うこと (地方公社)	規則36	—	自治	40①	—
41	監督上必要な命令をすること (地方公社)	規則36	—	自治	41	—
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	規則36	—	自治	42①	—
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	規則36	—	—	—	—
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	12④	—
<27>、43③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	—	—
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治	○		
自治	○		
自治	○		
自治			
自治	○		
自治			

2-③ 法令名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<40①>	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	40①	—	自治	○		
<41>	監督上必要な命令をすこと(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	41	—	自治	○		
<42①>	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社)※43②において読替	規則36	—	自治	42①	—	自治	○		



2-32 法令名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（S39法145）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15	—	—	—	—			例外	
<5の2②>	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合)※6②において準用	省令15	—	—	—	—			例外	
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	—	自治	—	—	自治			
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	—	—	法定	○		
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等をすること(府県が施行)	省令15	省令15	自治	39①	—	法定	○		



2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任規程	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			
				指定区 内(メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並 行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】						
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③I	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③II	—	—	—	—	—
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③III	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】						
6①III	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
6③	樹林帯区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
9①	河川の管理	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
12①	河川台帳の調製、保管	令53①	—	—	法定 (2)②	—	—
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①	—	法定 (2)②	法定 (2)②	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定		承認	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	P
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策

2-33 法令名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				指定区間内の1級河川		2級河川			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
16の2① ③～⑥	河川整備計画の制定(変更)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
(16の2③ ～⑥)	河川整備計画の変更※16の2⑦において準用	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
16の3①	市町村長が工事を施行する際の協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
17①②	兼用工作物の工事等の協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
18	工事原因者の工事の施行等の指示	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
19	附帯工事の施行	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
21①③④	工事の施行に伴う損失の補償	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
22①～⑥	洪水時等における緊急措置	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
(22④⑤)	洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 ※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準 用	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
22の2① ～③⑤	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
23、40①	流水の占用の許可(特定水利使用の一部に係るもの を除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
24	河川区域内の土地の占用の許可(特定水利使用の 一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
25	河川区域内の土地における土石等の採取の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
26①④ ⑤、40①	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可 (特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	法定	—	
法定	—	承認	例外
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振興	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考	
				指定区画内の1級河川		2級河川			
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限		
27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
28	竹木の流送等の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすお それのある行為の許可	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
31①	工作物の用途廃止の届出	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
31②	原状回復命令	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る 都道府県知事への通知	令53①	—	—	—	—	—	—	—
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使 用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53①	—	—	—	—	—	—	—
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意 見の聴取	令53①	—	—	—	—	—	—	—
37	工作物に関する工事の施行	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者へ の通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定 水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会 資本整備審議会の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—	—	—
42②~④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係 るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	法定	—	
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	—	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振興	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			
				指定区間内の1級河川		2級河川	
				事務区分 (メルクメール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクメール)	大臣並行権限
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
52	洪水調節のための指示	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情報の提供	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—
53の2① ～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
54①④	河川保全区域の指定	令53①	—	—	—	法定 (2)②	—
54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
56①③	河川予定地の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の2① ②	河川立休区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の3① ④	河川保全立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—



事務の区分 (メルクメール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクメール)	
	法定	—	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	事後報告	対応策
法定	—	承認	対応策
法定	—	承認	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任報酬	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事 の意見の聴取	令53①	—	—	—	—	—
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の5① ③	河川予定立体区域の指定	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
58の6① ②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
63①②	他の都府県の費用の負担	令53①	—	—	—	—	—
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
67	原因者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
70①	受益者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
70の2① ②	特別水利使用者負担金の請求	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
74①②③ ⑤	負担金、流水占有料等の督促、強制徴収	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
75①~⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利 使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に 係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
88	許可を受けたものとみされるものからの届出を受 けること	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	事後報告	例外
法定		事後報告	対応策

2-33 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任振換	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						権限移譲後			備考			
				指定区画内の1級河川		2級河川		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限									
89①~③ ⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等	令53①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	対応策
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	法定		事後報告	対応策
95	河川の使用等に関する国との協議	令53①	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	—	法定			対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-34 法令名： 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関 の場への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後			備考	
				補助国道		都道府県道		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	大臣並行権限		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限					
	【道路管理者としての権限】											
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を 述べるとき)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—		法定		対応策
4	共同溝整備道路における許可等の制限	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
5①④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
6①	共同溝整備計画の作成	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	同意	法定		対応策
7①~④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること 等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
8	共同溝の建設廃止等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	承認	法定		対応策
12①②、 14①	共同溝の占用の許可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
17	共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	指示 事後報告	法定	○	対応策
20、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9	—	自治	—	自治	—	—	事後報告	法定		対応策
<道路法 73>	共同溝に関する負担金の強制徴収※25において準 用	令9	—	自治	—	自治	—	—	指示 事後報告	法定	○	対応策



○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-35 法令名： 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22①	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	—	自治	—	—
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	—	自治	—	—
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
41①	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	—	自治	—	—
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	規則27	自治	—	—
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	—	自治	—	—
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	規則27	自治	42	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		

2-36 法令名： 不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42① I	—	自治	—	—
24	不動産鑑定業者の登録	規則42① II	—	自治	—	—
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42① III	—	自治	—	—
<24>	不動産鑑定業者の変更登録※27④において準用	規則42① II	—	自治	—	—
<25>	不動産鑑定業者の変更登録の拒否※27④において準用	規則42① III	—	自治	—	—
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42① IV	—	法定(7)	—	—
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42① V	—	自治	—	—
28	事業実績概要書等の受理	規則42① VI	—	自治	—	—
29①	廃業等の届出の受理	規則42① VII	—	自治	—	—
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42① VIII	規則42①	自治	—	—
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42① IX	—	自治 法定(7)(*)	—	—
32②	登録申請手数料の徴収	規則42① X	—	—	—	—
41	不動産鑑定業者に対する監督処分	規則42① XI	規則42①	自治	—	—
43①～③	不動産鑑定業者に対する聴聞等	規則42① XII	—	自治	—	—
44	不動産鑑定業者に対する監督処分の公告	規則42① XIII	規則42①	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
域外	自治		

2-36 法令名： 不動産の鑑定評価に関する法律（S38法152）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査	規則42① XIV	規則42①	自治	45①	—
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告	規則42① XV	規則42①	自治	—	—
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43① I	—	—	—	—
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43① II	—	—	—	—
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43① III	—	—	—	—
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43① IV	規則43①	—	—	—
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分	規則43① V	規則43①	—	—	—
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理	規則43① VI	—	自治	—	—
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等	規則43① VII	—	—	—	—
43④	土地鑑定委員会への意見聴取	規則43① VIII	規則43①	—	—	—
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告	規則43① IX	規則43①	—	—	—
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43① X	規則43①	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	域外
自治	○	事後報告	域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外

(*) 国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。

- 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
- (7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-③⑦ 法令名： 宅地造成等規制法 (S36法191)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3③	都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定するときに報告を受けること	規則31	—	—	—	—	法定			
<3③>	都道府県知事が造成宅地防災区域を指定するとき に報告を受けること※20③において準用	規則31	—	—	—	法定				



2-38 法令名： 住宅地区改良法(S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限 国の関与(メルクマール)
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18	—	—	—
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村)※29①において準用	規則18	—	—	—
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県)※29①において準用	規則18	—	—	—
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の求めを受けること	規則18	規則18	自治	32
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18	規則18	—	—
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18	規則18	自治	34
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18	—	—	—
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18	—	—	—



事務区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		承認	例外

2-39 法令名： 下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
2の2⑦	流域別下水道整備総合計画に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23 I	—	—	—	—
<2の2⑦>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。)*2の2⑨において準用	規則23 III	—	—	—	—
2の2⑧	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23 III	—	—	—	—
<2の2⑧>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)*2の2⑨において準用	規則23 III	—	—	—	—
4①	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る認可	規則23 II	—	自治	—	—
4②	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23 III	—	—	—	—
25の3①	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る認可	規則23 III	—	—	—	—
<25の3①>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る認可*25の3④において準用	規則23 III	—	—	—	—
25の3③	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23 III	—	—	—	—
<25の3③>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取*25の3④において準用	規則23 III	—	—	—	—
37①	指示(下水道管理者)	規則23 IV	規則23	自治	—	指示①(37②)
37②	指示(都道府県知事)	規則23 IV	規則23	—	—	—
39①	報告の徴収	規則23 V	規則23	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		協議	
法定		協議	
法定			
法定			
自治		協議	
自治			
自治		協議	
自治		協議	
自治			
自治			
法定	○		
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 指示

(1)その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

2-40 法令名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（S33法98）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15	—	—	—	—			例外	
<3の2②>	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき等)※4②において準用	省令15	—	—	—	—			例外	
18②	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	—	自治	—	—	自治			
28①	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	省令15	自治	—	—	法定	○		
29①	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	省令15	自治	29①	—	法定	○		



2-④① 法令名： 特定多目的ダム法 (S32法35)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10 I	—	—	—	—	法定	承認	対応策	
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること。	規則10 II	—	法定 (2)②	32①	—	法定	指示 事後報告	対応策	



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-42 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9	—	—	—	—
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9	—	—	—	—
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	—	—	—
8①④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9	—	—	—	—
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9	—	—	—	—
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9	—	—	—	—
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9	—	—	—	—
〈道路法7①①～③〉	連結許可等に対する監督処分等※11の8において準用	規則9	—	—	—	—
13①②	特別沿道区域の指定	規則9	—	—	—	—
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9	—	—	—	—
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9	—	—	—	—
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用	規則9	—	—	—	—
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定※16において準用	規則9	—	—	—	—
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等※16において準用	規則9	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	指示事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策

2-42 法令名： 高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<15①②>	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償※16において準用	規則9	—	—	—	—
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9	—	—	—	—
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9	—	—	—	—
19①	道路監視員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9	—	—	—	—
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	—	—	—
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9	—	—	—	—
<8③>	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること※21③において準用	規則9	—	—	—	—
23①	道路に関する調査等	規則9	—	—	—	—
<道路法95の2②>	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整※24の2において準用	規則9	—	—	—	—
25①	道路法の適用	規則9	—	—	—	—
	【道路管理者としての権限】					
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9	—	法定(2)①	—	—
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
			例外
法定			対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

2-43 法令名： 駐車場法 (S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4③④	【道路管理者としての権限】 駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、 定めた際の通知を受けること	規則5 I	—	自治 法定 (2)①	—	—	法定	事後報告	対応策	



(*) 現行の県の事務：都道府県→自治、道路管理者→法定

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

- ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-44 法令名： 道路整備特別措置法 (S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10①、④ ～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17 I	—	—	—	
11①、④ ～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17 II	—	—	—	
15①、④ ～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17 III	—	—	—	
18①、④ ～⑥	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等	規則17 IV	—	—	—	
19①、 ④、⑤	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17 V	—	—	—	
20①	地方道路公社への資金の貸付	規則17 VI	—	—	—	
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17 VII	—	—	—	
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17 VIII	—	—	—	
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17 IX	—	—	—	
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17 X	—	自治	—	
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17 XI	—	—	—	
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17 XII	—	自治	—	
38②、③ (9)	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと。※38③において準用	規則17 X III	—	—	—	
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと。	規則17 X IV	—	自治	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	対応策
法定		事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外

2-44 法令名： 道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと。	規則17X V	—	—	—	—	法定	○	事後報告	例外
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること。	規則17X VI	—	—	—	法定	法定		承認	例外



2-45 法令名： 都市公園法 (S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限
	【国土交通大臣の権限】			国営公園・都道府県管理の公園に対して		市町村管理の公園に対して	
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けけること	令33	—	/	—	—	—
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33	令33	/	—	—	—
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33	令33	自治	31	—	—
	【公園管理者としての権限】			国営公園	都道府県管理の公園		
202	都市公園の設置	令33	—	自治	—	—	—
203	都市公園の管理	令33	—	自治	—	—	—
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33	—	自治	—	—	—
502①②	兼用工作物の管理	令33	—	自治	—	—	—
503	公園管理者の権限の代行	令33	—	自治	—	—	—
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33	—	自治	—	—	—
8	許可の条件を付すこと	令33	—	自治	—	—	—
9	国が行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33	—	自治	—	—	—
10②	原状回復等の指示	令33	—	自治	—	—	—
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定			
法定			例外 P
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-45 法令名： 都市公園法 (S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			備考	
			事務の区分 (メルフォーム)	大臣並行権限	事務の区分 (メルフォーム)		大臣並行権限
(8)	許可の条件を付すこと ※12②)において準用	令33	/	/	—	—	—
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33	/	/	—	—	—
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33	/	/	自治	—	—
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33	/	/	自治	—	—
16	都市公園の保存	令33	/	/	自治	—	—
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33	/	/	自治	—	—
20	都市公園を立体区域とすること	令33	/	/	自治	—	—
22①②	公園一体建物に関する協定	令33	/	/	自治	—	—
25①③	公園保全立体区域の指定	令33	/	/	自治	—	—
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33	/	/	自治	—	—
27①～⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33	/	/	自治	—	—
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33	/	/	自治	—	—
(20の3)	公園予定区域の管理 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	—	—
(5①②)	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	—	—
(6①～③、7)	公園予定区域の占用の許可等 ※33④)において準用	令33	/	/	自治	—	—



事務の区分 (メルフォーム)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルフォーム)	
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-45 法令名： 都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				事務の区分(メルファミール)	大臣並行権限	事務の区分(メルファミール)	大臣並行権限	国の関与(メルファミール)
〈8〉	許可の条件を付すこと ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈9〉	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈10②〉	原状回復等の指示 ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈12①〉	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33④において準用	令33	—	/	/	—	—	—
〈13〉	公園予定区域の損傷等の原因者の負担 ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈14②〉	附帯工事に要する費用を負担させること ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈25①③〉	公園予定区域の公園保全立体区域の指定 ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈26②④〉	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈27①～⑦、⑩〉	都市公園予定区域における監督処分 ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—
〈28①～④〉	監督処分に伴う損失の補償 ※33④において準用	令33	—	/	/	自治	—	—



事務の区分(メルファミール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルファミール)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24	—	—	—	—
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	—	自治	—	—
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	—	自治	—	—
55⑧	・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	自治	—	—
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	—	自治	—	—
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24	—	—	—	—
<65>	評議員の選任等※71で準用	規則24	—	—	—	—
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑪	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	—	自治	—	—
71の3⑭、71の3④⑥⑦⑧⑪	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑮において準用	規則24	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			例外
自治		事後報告	
自治		事後報告(図書の送付を受けることについて)	
自治		事後報告	例外
自治		事後報告	例外
自治		事後報告(71の2①)	
自治		事後報告(71の3⑭)	

2-46 法令名： 土地区画整理法 (S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合		
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要がある場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立入ること等	規則24	自治	—	—
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24	自治	—	—
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24	自治	—	—
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	自治	75	—
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更を行おうとする者に対する許可等	規則24	自治	—	—
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24	自治	—	—
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24	自治	—	—
81①②	標識の設置等	規則24	自治	—	—
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24	自治	—	—
83	登記所への届出	規則24	自治	—	—
84①②	関係図書の備付け等	規則24	自治	—	—
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24	自治	—	—
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24	自治	—	—
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24	自治	—	—
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外
			例外
			例外
法定	○		
			例外

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
86① 87②③	換地計画の決定	規則24	—	自治	—	—
88②③④ ⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24	—	自治	—	—
90①	換地不交付	規則24	—	自治	—	—
91②	過小宅地の基準の設定	規則24	—	自治	—	—
93①②④ ⑤	宅地の立体化等	規則24	—	自治	—	—
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
97③	換地計画の変更	規則24	—	自治	—	—
98①②③	仮換地の指定等	規則24	—	自治	—	—
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24	—	自治	—	—
100①	使用収益の停止	規則24	—	自治	—	—
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24	—	自治	—	—
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24	—	自治	—	—
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24	—	自治	—	—
106②③ ④	公共施設の管理の引継等	規則24	—	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			

2-46 法令名： 土地区画整理法 (S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24	—	自治	—	—
108①②	保留地等の処分	規則24	—	自治	—	—
109①②	減価補償金の交付等	規則24	—	自治	—	—
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24	—	自治	—	—
111①②	清算金等の相殺	規則24	—	自治	—	—
112①	清算金の供託	規則24	—	自治	—	—
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—	—
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—	—
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24	—	自治	—	—
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	—	—	—	—
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24	—	自治	—	—
123①②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治 (123①のみ)	123	—
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24	規則24	—	—	—
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24	—	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外 P
自治			
法定	○	事後報告	例外 P
法定	○	事後報告	例外 P
			例外 P

2-4⑦ 法令名： 宅地建物取引業法 (S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①	-	自治	-	-
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①	-	自治	-	-
4①	免許申請書の受理	規則32①	-	自治	-	-
6	免許証の交付	規則32①	-	自治	-	-
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①	-	自治 法定 (7)(*1)	-	-
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①	-	自治	-	-
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①	-	自治 法定 (7)(*1)	-	-
11①	廃業等の届出受理	規則32①	-	自治	-	-
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 ※26②において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出※64の7③において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 ※64の15において準用	規則32①	-	自治	-	-
<25④>	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出※64の23において準用	規則32①	-	自治	-	-
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①	-	自治	-	-
50②	業務を行う場所の届出	規則32①	-	自治	-	-



備考	権限移譲後		
	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
域外	自治		

2-47 法令名： 宅地建物取引業法 (S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分喪失の報告	規則32①	—	自治	—	—
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①	規則32①	自治	—	—
69①②	聴聞を行うこと (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
70①③	監督処分公告、報告徴収 (*2)	規則32①	規則32①	自治	—	—
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 (*2)	規則32①	規則32①	自治	71	—
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査 (*2)	規則32①	規則32①	自治	72	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治	○	事後報告	域外
自治	○	事後報告	域外

(*1) 国交大臣の免許を受けた宅建業者に係る宅建業者名簿の備付等に関するもの限り法定受託事務

(*2) 宅建業者の支店等に関しては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行うことができる。

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-48 法令名： 道路法(S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限
	【国土交通大臣の権限】				
75⑥	路線認定の協議に係る裁定等	令39②	—	—	—
<75⑥>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定※13⑤において準用	令39②	—	—	—
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②	—	—	—
19②③	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—
19の2②③	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②	—	自治	—
25①③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②	—	—	—
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②	—	自治	事後報告(26)
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定※54②において準用	令39②	—	自治	—
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54②において準用する19②において準用	令39②	—	自治	—
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定※54の2②において準用	令39②	—	自治	—
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54の2③において準用する19②において準用	令39②	—	自治	—
74	国道新設等の認可	令39②	—	—	—
75①	道路管理者に対する措置等の指示(指定区間外の国道)	令39②	令39③	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の譲与(メルクマール)	
法定		協議	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	対応策
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠		大臣の執行権留保		同種事務を都道府県が行う場合		
		令39②	令39③	令39②	令39③	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の譲与 (メルクマール)
75② I ③ I	道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等)	令39②	令39③	自治	75③ I	—	—	—
75② II ③ II	道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等)	令39②	令39③	自治	75③ II	—	—	—
76	道路管理者からの報告の受理	令39②	—	自治	—	—	—	—
77①②	道路に関する調査	令39②	令39③	—	—	—	—	—
78	道路行政等に対する勧告等	令39②	令39③	自治	—	—	—	—
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の譲与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	承認	例外

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の事への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合								
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)				
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【道路管理者としての権限】											
12	国道の改築等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
13①	指定区域内の国道の維持・修繕	令39①	—	法定 (2)①	13③	自治	—	—	—	—	—	—
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
19の2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
22①	工事原因者に対する工事施工命令等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
23①	附帯工事の施工	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
24の2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	—	—	—
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
28①③	道路台帳の調製等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—
32①～⑤、33①②、34、35、36①②	道路占用の許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
37①~③	道路の占用の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
38①②	道路の占有に関する工事の施工等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
39①	占有料の徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
40②	原状回復の指示	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
42①	道路の維持又は修繕	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
44の2① ~⑤⑦	違法放置物件に対する措置等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
45①	道路標識等の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
46①③	通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の2① ②⑤	限度を超える車両の通行の許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の2③	限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
47の3① ②	車両の通行に関する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
47の4① ②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-48 道路法 (S27法180)
法令名: 道路法 (S27法180)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
47の5① ③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の6	道路の立体的区域の決定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の7① ②	道路一体建物に関する協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
47の10① ③	道路保全立体区域の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48②④	道路保全立体区域内の制限	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の2① ④	自動車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の5① ～④	自動車専用道路との連結許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の7① ②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の8 ②、48の 9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の12	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の13① ～⑤、48 の14①	自転車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
48の16	違反行為に対する措置	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
48の17①	利便施設協定の締結等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	承認	対応策
48の18① ～③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	対応策
54①	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策
54の2① 等	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策
58①	原因者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
59③	附帯工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	対応策
61①②	受益者負担金の徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策
62	道路の占有に関する工事の費用負担	令39①	—	—	—	—	—	—	—	対応策
66①	他人の土地への立入等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	指示 事後報告	対応策
67の2① ～⑤	放置車両の移動等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
68①②	災害時における土地の一時使用等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	指示 事後報告	対応策
69①～③	損失の補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償	令39①	—	自治	—	自治	—	—	承認	対応策



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定			対応策
法定		承認	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関の事への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
71①~⑤	監督処分	令39①	—	法定 (2)① (71④)自治)	—	自治	—	—	—
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
<69②③>	損失を受けけたものとの協議等 ※72②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
73①~③	負担金等の強制徴収等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
87①	許可等に条件を附すこと	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<32①~ ⑤、33① ②、34、 35、36① (2)>	道路予定区域の占用の許可等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<37①~ ③>	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<38①②>	道路予定区域の占用に関する工事の施工等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<39①②>	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—
<40②>	道路予定区域の原状回復の指示 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<44①② ④>	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<44の2 ①~⑤ ⑥>	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<47の10 ①③>	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-48) 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の事への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
<48②~ (4)>	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
<71①~ (5)>	道路予定区域の監督処分※91②において準用	令39①	—	法定 (2)① (71④)自 治)	—	自治	—	—	—	—
<72①③>	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	—
<87①>	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
<92④>	道路予定区域の不要用物件の交換等 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
<93>	道路予定区域の不要用物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等	令39①	—	自治	—	自治	—	—	—	—
92①④	不要用物件の交換等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
93	不要用物件の使用の申出	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
94①③	不用物件の返還	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—
95の2① ②	公安委員会との調整	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	—



権限移譲後			国の関与 (メルクマール)	備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
法定	○	指示 事後報告		対応策
法定	○	指示 事後報告		対応策
法定		承認		対応策
法定		事後報告		対応策
法定		承認		対応策
法定				対応策
法定		承認		対応策
法定		承認		対応策
法定				対応策
法定		事後報告		対応策
法定				対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内の指定等に関する事務

2-49 法令名：官公庁施設の建設等に関する法律（S26法181）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認められる場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3	—	—	—	—				P
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3	規則3	—	—	—				P
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3	—	—	—	—				P



2-50 法令名： 公営住宅法 (S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則28①	規則28	自治	—	—
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則28②	—	—	—	—
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則28③	—	—	—	—
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則28④	—	—	—	—
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則28⑤	—	—	—	—
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること。	規則28⑥	規則28	自治	49	—
50	国の補助金の返還命令等	規則28⑦	規則28	—	—	—
51 I	厚生労働大臣との協議 (補助金の交付決定)	規則28⑧	規則28	—	—	—
51 II III	厚生労働大臣との協議 (譲渡の承認等)	規則28⑨	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	承認	例外
法定		承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	承認	例外
法定	○	承認	例外
法定		承認	例外

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
18①	事業認定申請書の提出を受けること	規則26	—	自治	—	—
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下	規則26	—	自治	—	—
20	事業の認定	規則26	—	自治	—	—
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—
23①②	事業認定に係る公聴会の開催	規則26	—	自治	—	—
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧	規則26	—	自治	—	—
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等	規則26	—	—	—	—
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取	規則26	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			※
法定			※
法定	○	事後報告	※
法定			※
法定		承認	対応策 (17①Hに掲げる事業に関するもの) ※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26①③	事業の認定の告示	規則26	—	自治	—	—
26②	事業の認定の告示(都道府県知事から事業認定の告示の報告を受けること等)	規則26	—	自治	—	—
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧	規則26	—	自治	—	—
27①~④ ⑥⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26	—	—	—	—
28	事業の認定の拒否	規則26	—	自治	—	—
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26	—	—	—	—
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	—	自治	—	—
33	手続の保留の告示	規則26	—	自治	—	—
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること	規則26	—	自治	—	—
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略	規則26	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定	○	事後報告	例外
法定			※
法定		事後報告	例外
法定			※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<22>	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<23①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<24①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧※138において準用	規則26	—	自治	—	—
<25②>	利害関係人の意見書の送付を受けること等※138において準用	規則26	—	—	—	—
<25の2①>	社会资本整備審議会等の意見の聴取※138において準用	規則26	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			※
法定			※
法定	○	事後報告	※
法定			※
法定		承認	対応策 (17①IIIに掲げる事業に関するもの) ※

2-51 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<26②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(都道府県知事から報告を受けること等)※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<26の2①>	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<27①～④⑥⑦>	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<28>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<30②③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<32①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等	規則26	—	—	—
<33>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<125①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—
<131の2>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略※138Iにおいて準用	規則26	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	※
法定		事後報告	例外
法定			※
法定	○	事後報告	例外
法定			※
法定		事後報告	例外
法定			※

※17①Ⅲに掲げる事業に関するものは例外(P)

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠			同種事務を都道府県が行う場合			備考
		規則12	大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12	—	自治	—	—	—	
14①②	勧告、助言又は援助	規則12	規則12	自治	14②	—	—	
16	必要な報告等	規則12	規則12	法定(1)	16	—	—	
17②④⑨⑩	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12	規則12	自治	17④⑩	—	—	
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12	—	—	—	—	—	
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12	—	—	—	—	—	
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—	—	
77の58①②、77の60	建築基準適合判定資格者の登録	規則12	—	—	—	—	—	
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12	—	—	—	—	—	
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12	—	—	—	—	—	
77の65	手数料の納付	規則12	—	—	—	—	—	
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12	—	—	—	—	—	
6の2①、7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定(*)	省令80	—	自治	—	—	—	
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)	省令80	—	自治	—	—	—	



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
自治			域外
法定		事後報告	例外
自治			
自治			

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
770の20、 770の21① ～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の22① ②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の18 ③、770の20)	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等(*)※770の22③において準用	省令80	—	自治	—	—
770の23①	指定確認検査機関の指定の更新(*)	省令80	—	自治	—	—
770の18 ③、770の20)	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)※770の23②において準用	省令80	—	自治	—	—
770の24③ ④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の27① ③	確認検査業務規程の認可、変更命令等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の30① ②	確認検査機関に対する監督命令(*)	省令80	—	自治	—	—
770の31① ③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の33	指定確認検査機関に対する配慮(*)	省令80	—	自治	—	—
770の34① ③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の35① ～③	指定確認検査機関の指定の取消し等(*)	省令80	—	自治	—	—
770の21①	指定確認検査機関の指定(*)※87①において準用	省令80	—	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

2-52 法令名： 建築基準法 (S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
(6)2 ①、7)2 ①)	指定確認検査機関の指定(*)※87の2①において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			
(6)2 ①、7)2 ①)	指定確認検査機関の指定(*)※88①②において準用	省令80	—	自治	—	—	自治			



(*) 確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

2-53 法令名： 建築士法 (S25法202)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5②	一級建築士免許の交付	規則24 I	—	—	—	—
5の2①②	一級建築士の住所等の届出の受理	規則24 II	—	—	—	—
8の2	一級建築士の死亡等の届出の受理	規則24 II の II	—	—	—	—
10①～③	一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと	規則24 III	—	—	—	—
10の2③④	構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等	規則24 IV	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
法定				域外

2-54) 法令名： 港湾法 (S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
43の6	開発保全航路の開発等	令22① I	—	—	—	—
<55の2>	他人の土地への立入等 (開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22① I	—	—	—	—
43の8②、③	開発保全航路内の占用許可等	令22① I	—	—	—	—
<37③>	国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議※43の8④において準用	令22① I	—	—	—	—
<43の2>	他の工作物と初用を兼ねる港湾施設の港灣工事の施行及び費用の負担※43の9②において準用	令22① I	—	—	—	—
56の6①②③	開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等	令22① I	—	—	—	—
46①	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可	令22① II	—	—	—	—
58③	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議	令22① III	—	—	—	—
56の4①～⑦⑨	監督処分	令22②	令22②	自治	—	—
56の5①③④	報告の徴収等 (開発保全航路の水域の占有等の許可を受けた者に対する事務)	令22②	令22②	自治	56の5①	—
56の5②～④	報告の徴収等 (港湾運営会社に対する事務)	令22②	令22②	自治	56の5①	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	例外

2-55 法令名： 建設業法 (S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	建設業の許可等	規則29	—	自治	—	—
3の2①	建設業の許可の条件及び変更	規則29	—	自治	—	—
5	許可申請書の受理	規則29	—	自治	—	—
7	経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定	規則29	—	—	—	—
11①～⑤	営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
12	建設業者の廃業等の届出(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
13	提出書類の閲覧(一般建設業)	規則29	—	自治	—	—
15	特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定	規則29	—	—	—	—
<5>	特定建設業者に係る建設業の許可の申請等※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<11①～⑤>	特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<12>	特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出※17において準用	規則29	—	自治	—	—
<13>	特定建設業者に係る提出書類の閲覧※17において準用	規則29	—	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外

2-55 法令名： 建設業法 (S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
19の5	発注者に対する勧告	規則29	—	自治	—	—
24の6③	下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること	規則29	—	自治	—	—
25の27②	建設業者の施工技術の確保に資するための措置	規則29	規則29	—	—	—
27③	技術検定合格証明書の交付等	規則29	—	—	—	—
27の26①②④	経営規模等評価	規則29	—	自治	—	—
27の27	申請者に対する経営規模等評価の結果の通知	規則29	—	自治	—	—
27の28	経営規模等評価の再審査の申立の受理	規則29	—	自治	—	—
27の29①②③	申請者に対する総合評定値の通知	規則29	—	自治	—	—
27の37	建設業者団体の届出	規則29	—	自治	—	—
27の38	建設業者団体に対する報告徴求	規則29	規則29	自治	—	—
28①③⑦	建設業者への指示及び営業の停止等	規則29	規則29	自治	—	—
28⑥	都道府県知事が建設業者へ処分をおこなったときの報告を受けること	規則29	—	自治	—	—
29①②、29の2①	建設業者の許可の取り消し	規則29	規則29	自治	—	—
29の3③	建設工事の施工の差し止め命令	規則29	規則29	自治	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外
自治			域外

2-55 法令名： 建設業法 (S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
29の4① ②	新たに営業を開始することの禁止	規則29	規則29	自治	—	—
29の5② ③④	建設業者監督処分簿の備付け等	規則29	—	自治	—	—
30①	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること	規則29	—	自治	—	—
31①	報告徴収・立入検査	規則29	規則29	自治	31①	—
41①	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29	規則29	自治	41①	—
41②③	立替私等の勧告	規則29	規則29	自治	—	—
42①②、 42の2④	公正取引委員会への措置請求等	規則29	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外
自治	○	事後報告	域外
自治			域外
自治			域外

2-56 法令名： 測量法 (S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
55の2	測量業者の登録申請書の提出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の5①②	測量業者登録簿への登録等	規則19	—	—	—	—
55の6①②	測量業者登録の拒否等	規則19	—	—	—	—
55の7①②	測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	規則19	—	—	—	—
<55の5①②>	測量業者登録簿への変更登録等※55の7③において準用	規則19	—	—	—	—
<55の6①②>	測量業者の変更登録の拒否等※55の7③において準用	規則19	—	—	—	—
55の8①②	測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の9①②	測量業者から廃業等の届出を受けること	規則19	—	—	—	—
55の10①	測量業者登録簿からの登録の消除	規則19	—	—	—	—
<55の6②>	測量業者登録簿からの登録の消除の通知※55の10②において準用	規則19	—	—	—	—
55の12①	測量業者登録簿を閲覧に供すること	規則19	—	法定(7)	—	—
55の12②③	測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	規則19	—	—	—	—
56の6	測量業者への助言	規則19	規則19	—	—	—
57①②	測量業者の登録の取消し、営業の停止	規則19	規則19	—	—	—
<55の6②>	測量業者の登録を取り消した場合等※57③において準用	規則19	—	—	—	—



備考	権限移譲後		
	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
域外	自治		
域外	自治		事後報告
域外	自治		
域外	自治		

2-56 法令名: 測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
57の2① ②	測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	規則19	規則19	—	—	—	自治			域外
57の3①	測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	規則19	規則19	—	—	—	自治	○	事後報告	域外



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-57 法令名： 水防法 (S24法193)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7③	二以上の都府県に関係する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること	規則5	—	—	—	—
10②	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
13①	国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
14①③	国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知	規則5	—	自治	—	—
16①②④	国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知 ※16条1項について、河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5	—	自治	—	—
27②	水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用	規則5	—	自治	—	—
40	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言	規則5	—	自治	—	—
47①	報告徴収(都道府県)	規則5	規則5	自治	47	—
47①	報告徴収(水防管理団体)	規則5	規則5	自治	47	—
48	勧告・助言(都道府県)	規則5	規則5	自治	48	—
48	勧告・助言(水防管理団体)	規則5	規則5	自治	48	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

2-58 法令名： 公有水面埋立法（T10法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
23②	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること	規則17	—	—	—	—
27③	都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること	規則17	—	—	—	—
29③	都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること	規則17	—	—	—	—
33②	都道府県知事から違反事実の更正の命令をするときの報告を受けること	規則17	—	—	—	—
47①	都道府県知事職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 (①50haを超える埋め立て及び②2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。)	規則17	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外

2-59 法令名： 運河法 (T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定	○	事後報告	例外
8①	事業の報告の徴収等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定	○	事後報告	例外
9	運河の維持修繕命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—	法定	○	事後報告	例外
15①、16①	運河及び附属物件の買収	規則22	—	自治	—	—	法定	○	事後報告	例外

(*)2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (7)国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

2-60 法令名： 砂防法（明30法79）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4②	指定土地における一定の行為の禁止・制限	職権省令 I	—	法定 (2)②	4②	—
6②	砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示（砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く）	職権省令 II	—	—	—	—
7	都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行	職権省令 III	—	法定 (2)②	6③、7	—
8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要があるが生じた場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行	職権省令 III	—	法定 (2)②	6③、8	—
11の2①	砂防設備台帳の調製、保管※6③による施行	職権省令 III	—	法定 (2)②	6③、11の2	—
22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令※6③による施行	職権省令 III	—	法定 (2)②	6③、22	—
23	指定土地等への立入、障害物の除却等※6③による施行	職権省令 III	—	法定 (2)②	6③、23	—
18②	費用の追徴	職権省令 IV	—	法定 (2)②	18②	—
29	許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等	職権省令 V	—	法定 (2)②	—	—
30	更正命令等	職権省令 VI	—	法定 (2)②	—	—
36	法令による義務の履行命令	職権省令 VI	—	法定 (2)②	36	—
37	保証金の納付目的又は過料への充用	職権省令 VI	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

2-60 法令名： 砂防法（明30法79）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		権限移譲後			備考	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限		国の関与 (メルクマール)
38	私人が負担する費用等の徴収	職権省令 VI	—	法定 (2)②	—	—	法定		対応策	
39	職権の行政処分による強制	職権省令 VI	—	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	対応策
32①	砂防行政についての行政庁への指示（都道府県等）	職権省令 VII	職権省令 7	法定 (2)②	職権省令7	—	法定	○	指示 事後報告	例外



- 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

追加2 法令名： 津波防災地域づくりに関する法律（H23法123）
 ※平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7①	基礎調査のための土地の立入り等	規則33	規則33	自治	—	—	法定	○	指示 事後報告	例外



3-① 法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20法38）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③	農商工等連携事業計画の認定	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④)において準用	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
5①～③	農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告徴収	命令5⑥	命令5⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管



3-② 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19法39）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定等	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
7①②	地域産業資源活用事業計画の変更、取り消し等	規則3⑥	規則3⑥	—	自治	○	事後報告	共管
<6②④>	地域産業資源活用事業計画の変更申請等※7③において準用	規則3⑥	規則3⑥	—	自治	○	事後報告	共管
15	地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求	規則3⑥	規則3⑥	—	自治	○	事後報告	共管



3-③ 法令名： 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19法59）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考		
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5⑧	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること	規則45③	規則45③	自治	5⑧	—	法定	○	事後報告	例外
6⑥	地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること	規則45③	規則45③	自治	6⑥	—	法定	○	事後報告	例外



3-④ 法令名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	規則26①	—	—	/	/	—	
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	規則26①	—	—	/	/	—	
25⑫	移動等円滑化基本構想に対する助言	規則26②	規則26②	25⑪	/	/	—	
29①②③⑤	公共交通特定事業計画の認定等	規則26①	—	—	/	/	—	
32③	国道に係る道路特定事業の同意	規則26①	—	—	/	/	—	
38②③	公共交通特定事業の実施要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の勧告	規則26①	—	—	/	/	—	
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	規則26①	—	—	/	/	—	
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴求、立入検査等	規則26②	規則26②	—	/	/	—	
	【道路管理者及び公園管理者としての権限】			補助国道	県道・県管理公園			
10①～④	道路管理者の基準適合義務等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	対応策
31①④～⑦	道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	対応策
<31④～⑦>	市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③	—	法定(2)①	—	自治	—	対応策



権限移譲後	事務の区分 (メルクマール)		大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	備考
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	法定				
	法定				
	法定	○			
	法定				
	法定			承認	例外
	法定				
	法定				
	法定	○			
	法定				対応策
	法定			同意	対応策
	法定				対応策

3-④ 法令名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後		備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
32①	市町村による道路特定事業の共同実施	規則26 ③	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—	対応策
34①③ ④⑤	都市公園特定事業計画の策定及び実施等	規則26 ③	—	△	△	自治	—	—	同意	対応策
36④⑤ ⑥	交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること等	規則26 ③	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	事後報告	対応策



○ 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

3-⑤ 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（H17法51）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	技術基準適合命令	規則36② I	規則36②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	域外
28②	特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言	規則36② II	規則36②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	域外
29①	特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収	規則36② III	規則36②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	域外
29②	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等	規則36② IV	規則36②	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	域外



3-6 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
4①③⑤	総合効率化計画の認定等(*)	令7②	—	—	—	—	法定		同意	
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し(*)	令7②	—	—	—	—	法定		同意	
21	認定総合効率化事業者に対する報告徴収(*)	令7②	—	—	—	—	法定		事後報告	
4⑥⑦	総合効率化計画の認定に係る港湾管理者との協議等(*)	令7②	—	—	—	—	法定		事後報告	
<4⑥⑦>	総合効率化計画の変更に係る港湾管理者との協議等※5③において準用(*)	令7②	—	—	—	—	法定		事後報告	
6②	港湾管理者から港湾流通拠点地区を指定したときに通知を受けること等	令7②	—	—	—	—	法定		事後報告	



(*) 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る

3-7 法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（H11法18）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
9①	経営革新計画の承認	令12②	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	共管
10①②	経営革新計画の変更の承認・取り消し	令12②	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	共管
34①	中小企業者の経営の状況を把握するための調査	令12②	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	共管
35	経営革新のための事業者を行う者からの報告の徴収	令12②	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	共管
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	令13②	—	—	—	—	自治	—	事後報告	共管
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等	令13②	—	—	—	—	自治	—	事後報告	共管
34②	異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査	令13②	—	—	—	—	自治	—	事後報告	共管
35	異分野連携新事業分野開拓のための事業者を行う者からの報告の徴収	令13②	—	—	—	—	自治	—	事後報告	共管



3-⑧ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39の2① ④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
39の3① ②④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
39の4② ③	認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管
73①	報告徴収	規則47⑥	規則47⑥	—	—	—	自治	○	事後報告	共管



3-⑨ 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項 20の4③	事務内容 地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと	出先機関 の長への 委任根拠	命令	同種事務を都道府県が行う場合 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	権限移譲後 事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	備考 例外
		大臣の執 行権留保	命令		—	—		—	法定	



3-⑩ 法令名： 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(H4法62)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①、5、6 ①③、7 ①	整備計画の認定等	令7	—	—	—	—	自治		共管 (例外)	
8①	整備計画の変更の認定等	令7	—	—	—	自治			共管 (例外)	
9①②	認定事業者に対する報告の徴取等	令7	—	—	—	自治			共管 (例外)	
10①	認定計画の認定の取消等	令7	—	—	—	自治			共管 (例外)	
11⑤	特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理	令7	—	—	—	自治			共管 (例外)	



3-①① 法令名： 資源の有効な利用の促進に関する法律（H3法48）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
16	特定再利用事業者に対する助言等	令32	—	—	—	—
17①～③	特定再利用事業者に対する勧告、命令等	令32	—	—	—	—
35	指定副産物事業者に対する指導及び助言	令32	—	—	—	—
36①～③	指定副産物事業者に対する勧告、命令等言	令32	—	—	—	—
37①	特定再利用事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32	—	—	—	—
37⑤	指定副産物事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	域外
法定	○	指示 事後報告	域外
法定	○	指示 事後報告	域外
法定	○	指示 事後報告	域外
法定	○	指示 事後報告	域外
法定	○	指示 事後報告	域外

3-12 法令名： 集落地域整備法 (S62法63)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4⑤	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること	令14	—	—	—	—				P
<4⑤>	都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること※4⑥において準用	令14	—	—	—	—				P



3-13 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
6	工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対して必要な指導及び助言をすること	令34④	—	—	—	—
14①	特定事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること	令34④	—	—	—	—
<14①>	特定連鎖化事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること ※19の2①において準用	令34④	—	—	—	—
15①	特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告	令34④	—	—	—	—
<15①>	特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告※19の2①において準用	令34④	—	—	—	—
16①～④	特定事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等	令34④	16⑤	—	—	—
<16①～④>	特定連鎖化事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等※19の2①において準用	令34④	16⑤	—	—	—
20③	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定事業者)	令34④	—	—	—	—
<20③>	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定連鎖化事業者)※20⑥において準用	令34④	—	—	—	—
60	荷主に対し貨物輸送事業者に行わせる措置の実施について必要な指導及び助言をすること	令34④	—	—	—	—
62	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる目標達成のための計画の提出を受けること	令34④	—	—	—	—
63①	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用状況等について報告を受けること	令34④	—	—	—	—
64①②	特定荷主に対し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等	令34④	64③	—	—	—
87③	特定事業者に対する報告徴収、立入検査	令34④	87③	—	—	—
87⑨	特定荷主に対する報告徴収、立入検査	令34④	87⑨	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定	○	事後報告	域外
法定		事後報告	域外
法定		事後報告	域外

3-13 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
76の8①	建築物調査機関の登録	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<31①>	登録建築物調査機関に対する適合命令※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	○ 事後報告	例外	
<42>	登録建築物調査機関の登録更新※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<44>	登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<45①>	調査業務規程の作成等の届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<46>	登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<48>	登録建築物調査機関に対する改善命令※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	○ 事後報告	例外	
<49>	登録建築物調査機関の登録取消等※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
<50>	登録建築物調査機関の登録取消等の公示※76の10において準用	令34③	—	—	—	—	法定	事後報告	例外	
87⑫	登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査	令34③	令34③	—	—	—	法定	○ 事後報告	例外	

（*）建築物調査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみに行う登録建築物調査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

3-14 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
	【国土交通大臣の権限】										
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	令5②	令5②	法定 (2)② (河川管理者としての権限)	33			法定	○	事後報告	例外
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	令5②	令5②	法定 (2)② (河川管理者としての権限)	34③			法定	○	事後報告	例外
	【河川管理者としての権限】										
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	16	33	法定 (2)② (河川管理者としての権限)	33			法定	○	事後報告	対応策
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	16	34③	法定 (2)② (河川管理者としての権限)	34③			法定	○	事後報告	対応策



○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

3-15 法令名： 地すべり等防止法(S33法30)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等	令17①	—	法定(2)②	10	—
13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること	令17①	—	法定(2)②	10	—
14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること	令17①	—	法定(2)②	10	—
15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行	令17①	—	法定(2)②	10	—
16①	他人の占有する土地への立入等	令17①	—	法定(2)②	10	—
18①	地すべり防止区域内の行為の許可等	令17①	—	法定(2)②	10	—
20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議	令17①	—	法定(2)②	10	—
21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く)	令17①	—	法定(2)②	10	—
22①	報告徴収、立入検査等	令17①	—	法定(2)②	10	—
23①②	措置命令	令17①	—	法定(2)②	10	—
33	兼用工作物の費用負担の協議	令17①	—	法定(2)②	10	—
48①②	漁港管理者又は港湾管理者に対する協議	令17①	—	法定(2)②	48	—
49	都道府県知事に対する報告徴収	令17②	令17②	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	事後報告	例外

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

3-16 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5の7②	協業組合の事業の転換の認可	令12①	—	自治	—	—
5の17①	協業組合の設立認可	令12①	—	自治	—	—
5の22	中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること	令12①	—	自治	—	—
5の23	中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等	令12①	—	自治	—	—
95④、100の11	事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出	令12①	—	自治	—	—
9	商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認（*）	令12②	—	自治	—	—
17の2①②	組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可（*）	令12②	—	自治	—	—
17の2①②	組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可（*）※333において準用	令12②	—	自治	—	—
42①～⑤	商工組合の設立認可（*）	令12②	—	自治	—	—
47①～③	中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
54	中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
69④	中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
71	中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用（*）	令12②	—	自治	—	—
67、69①～③	商工組合等に対する措置又は解散の命令（*）	令12②	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			共管

3-16 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
92	商工組合等に対する報告の徴収	令12②	—	自治	—	—
93①	商工組合等に対する立入検査	令12②	—	自治	—	—
96⑧	商工組合の事業協同組合への組織変更の届出 (*)	令12②	—	自治	—	—
<96⑤>	事業協同組合の商工組合への組織変更の認可 (*)※97②において準用	令12②	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	共管
自治	○	事後報告	共管
自治			共管
自治			共管

(*) その地区が全国であるものを除く。

3-17 法令名： 海岸法 (S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権規	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2①	砂浜の海岸保全施設指定 (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等 (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
7①、8①	海岸保全区域占用等の許可 (*)	令14①	—	自治	6②	—
8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定 (*)	令14①	—	自治	6②	—
10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議 (*)	令14①	—	自治	6②	—
12①②	許可の取消し又は措置命令等 (*)	令14①	—	自治	6②	—
12③	措置を命ぜらばべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等 (*)	令14①	—	自治	6②	—
12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 (*)	令14①	—	自治	6②	—
12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等 (*)	令14①	—	自治	6②	—
12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 (*)	令14①	—	自治	6②	—
13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等 (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—
18①	やむを得ない必要があるとき土地等の立入及び一時使用 (*)	令14①	—	法定 (1)	6②	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策
法定	○	指示事後報告	対応策

3-17 法令名： 海岸法 (S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
18⑦、 12の2② ③>	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(※)※18⑧において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償(※)	令14①	—	法定(1)	6②	—
20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査(※)	令14①	—	法定(1)	6②	—
21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令(※)	令14①	—	法定(1)	6②	—
21③、 12の2② ③>	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(※)※21④において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
22①	漁業権の取消等	令14①	—	法定(1)	6②	—
22②<漁 業法39⑦ ~⑮>	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償(※)※22③において準用	令14①	—	法定(1)	6②	—
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるとき管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議(※)	令14①	—	法定(1)	6②	—
38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すこと(※)	令14①	—	自治	6②	—
27②	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意	令14①	—	—	—	—
37の2①	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理	令14②	—	—	—	—
38	報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者)	令14①	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	例外
			例外
法定	○	事後報告	例外

P

(※)法第6条第2項の規定により、海岸保全区域施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
- (1)国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

3-⑱ 法令名： 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26法97）

条項	7	公共土木施設の災害復旧事業費の決定	出先機関の長への委任根拠	令15②	大臣の執行権留保	—	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後	備考
			事務区分 (メルクマール)	—	大臣並行権限 (メルクマール)	—	国の関与 (メルクマール)	—	事務区分 (メルクマール)		



3-19 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の最への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
9の2⑦	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
9の2の3 ①②	事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等(*)	令34①	—	自治	—	—
9の6の2 ①④	事業協同組合等の共済規程の認可等(*)	令34①	—	自治	—	—
9の6の2 ①④	協同組合連合会の共済規程の認可等※9の9⑤)において準用(*)	令34①	—	自治	—	—
9の7の5 ①	共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等)(*)	令34①	—	自治	—	—
9の7の5 ①	共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等)※9の9⑤)において準用(*)	令34①	—	自治	—	—
9の9④	共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
27の2①	事業協同組合等の設立の認可(*)	令34①	—	自治	—	—
35の2	組合の役員の変更の届出を受けること(*)	令34①	—	自治	—	—
48	組合員が総会を招集することの承認(*)	令34①	—	自治	—	—
51②	定款の変更の認可(*)	令34①	—	自治	—	—
57の5	共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可(*)	令34①	—	自治	—	—
58の7② ③	共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等(*)	令34①	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			共管

3-19 法令名： 中小企業等協同組合法（S24法181）

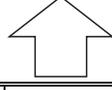
条項	事務内容	出先機関の最上の委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
58の8	組合に対し共済計理人の解任を命ずること（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
62②④	組合の解散の届出等（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
66①	組合の合併の認可（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
96⑤	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を囑託しなければならぬこと（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
104①②	組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
105①②	組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
105の2①②	組合から決算関係書類の提出を受けること（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
105の3①～④	組合等に対する報告の徴収（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
105の4①～④	組合等に対する立入検査（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
106①～③	組合等に対する法令等違反に係る措置命令等（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
106の2①②④⑤	共済事業を行う組合に対する措置命令等（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管
106の3	共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること（*）	令34①	—	自治	—	—	自治	—	—	共管



（*）全国を地区とするものを除く。

追加1 法令名： 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)
 ※平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
48② I、 ③ II	協議を受け、同意すること (市町村及び北海道による復興整備計画への都市計画区域に関する事項の記載)	令12①	—	—	—	
48② II、 ③ III	協議を受け、同意すること (市町村及び北海道による復興整備計画への都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に関する事項の記載)	令12①	—	自治	—	
49⑤ I、 ⑥	協議を受け、同意すること (市町村又は市町村及び北海道による復興整備計画への都市計画法第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項の記載)	令12①	—	自治	—	
54⑨	被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときにおいて、協議を受け、同意すること。	令12①	—	自治	—	
56②③	協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍調査に関する事項の記載)	令12①	—	—	—	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外 P

他省庁と共管関係にある事務等について

- 1 現在、特定広域連合等に移譲を検討している移譲対象特定地方行政機関の事務等については、他省庁といわゆる共管とされているものがある。

例：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」における「農商工等連携事業計画の認定」については、主務大臣は、経済産業大臣と農林水産大臣と事業所管大臣

- 2 1の例における認定の権限は、同法において地方支分部局の長に委任されているが、今般の、出先機関改革に係る検討においては、例えば、経済産業局に委任されている経済産業大臣の権限に属する事務等を特定広域連合等に移譲することを検討している。

この場合、1の例で言えば、この認定の事務等の実施が、地方農政局長（国）と特定広域連合等の長（地方）とに分かれることになるが、同じ事務等を実施する際に、国と地方で行うことが可能か（いわば国と地方での共管は可能か）といった点が論点となる。

- 3 この点については、本法案において、移譲対象特定地方行政機関に委任されている〇〇大臣の権限を、特定広域連合等に法定委任することとしており、いわば法律によって、特定広域連合等に〇〇大臣と同一の事務等を実施することを可能としている。

- 4 従って、本法案により、認定等の事務等の実施主体が国と地方に分かれることになっても、特段の問題はなく、当該事務等を特定広域連合等に移譲することは可能であるものと解する。

【参考】

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

(主務大臣等)

第十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【機密性 2 情報】

【参考（いわゆる共管事務の権限の一部を都道府県に行使させている例）】

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第百八十五号）

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 略

（主務大臣等）

第一百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

- 一 協業組合に係る事項については、協業組合の行う事業を所管する大臣とする。
- 二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 略

（都道府県が処理する事務）

第一百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年三月二十八日政令第四十五号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 略

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三以下 略

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業
- 二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業
- 三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業
- 四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行なう酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）
- 五及び六 削除
- 七 鉱業
- 八 石油製品販売業
- 九 石炭販売業
- 十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

環境省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限の検討に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限等であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明して

いるものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただいております。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会等に報告・公表することを想定しています。また、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会等での議論等を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 ○○省—○]

個表番号	○—○	法律名	○○に関する法律（S○○法○○）
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成24年4月13日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の 「当てはめ修正試案」（個表）

地方環境事務所

国の出先機関の個別事務・権限の「当てはめ修正試案」

当修正案については、貴省からいただいた回答を基本に、別紙でお示した「事務・権限の移譲のための措置（基本的な考え方）」の「特例的な取扱い」を加えたものです。

1 「条件付き移譲」と回答のあったものの取扱い（27法律）

- 環境省からの回答を基本に、「特例的な取扱い」を踏まえ、「権限移譲後」の欄に黒字で事務区分や国の関与などを記載。

2 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 「協働型管理」など「地方の考え方が反映される方策」が提案されたもの（4法律）

- 備考欄に赤字で「**例外**」と記載

※ 地方側の理解が十分に得られた場合には、「移譲の例外」となることも考えられる。このため「当てはめ修正案（合意試案）」に置いては、当面は「検討中(P)」とする。

- このため、「権限移譲後」の欄は空欄とする。

(2) 国の役割が理由とされているもの（2法律）

- (1)と同様の取扱い

(3) 区域の制約が理由とされているもの（1法律）

- 備考欄に緑字で「**域外**」と記載。

※ 「特例的な取扱い」を踏まえ、「権限移譲後」の欄の事務区分や関与等を青字で記載し、再考を求めたうえで、困難な場合、本省への引き上げを検討。

地方環境事務所個表目次

区分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方環境事務所」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	該当なし	
事務の根拠法に「地方環境事務所長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-①	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年六月十八日法律第八十三号）
	2-②	土壌汚染対策法（平成十四年五月二十九日法律第五十三号）
	2-③	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号）
	2-④	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成十三年六月二十二日法律第六十五号）
	2-⑤	ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第五十五号）
	2-⑥	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年三月四日法律第九号）
	2-⑦	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年六月三日法律第七十号）
	2-⑧	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年六月五日法律第七十五号）
	2-⑨	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年十二月十六日法律第八十号）
	2-⑩	瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第十号）
	2-⑪	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年十月十六日法律第十七号）
	2-⑫	自然環境保全法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十五号）
	2-⑬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十七号）
	2-⑭	水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十八号）
	2-⑮	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十九号）
	2-⑯	大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）
	2-⑰	下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）
	2-⑱	自然公園法（昭和三十三年六月一日法律第六十一号）
	2-⑲	農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）
事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方環境事務所長」を指定しているもの	3-①	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）
	3-②	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号）
	3-③	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年六月二日法律第七十八号）
	3-④	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年六月十八日法律第九十七号）
	3-⑤	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
	3-⑥	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）
	3-⑦	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）
	3-⑧	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第九十七号）
	3-⑨	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）
	3-⑩	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第十二号）
	3-⑪	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）
	3-⑫	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

2-1 法令名： 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（H20法83）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等	法16② 省令本則	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-2 法令名： 土壌汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	出先機関の長への委任相拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
36①	調査機関の指定及び更新	法63 省令27 I	—	—	—	
35	指定調査機関の変更届出の受理	法63 省令27 II	—	—	—	
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	法63 省令27 III	省令27 ただし書	—	—	
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理	法63 省令27 IV	—	—	—	
39	指定調査機関に対する適合命令	法63 省令27 V	省令27 ただし書	—	—	
40	指定調査機関の業務廃止届出の受理	法63 省令27 VI	—	—	—	
42	指定調査機関に対する指定の取消し	法63 省令27 VII	省令27 ただし書	—	—	
43	指定調査機関の指定等の公示	法63 省令27 VIII	省令27 ただし書	—	—	
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査	法63 省令27 IX	省令27 ただし書	—	—	
	【委任の範囲に言及なし】					
54①	土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	法63 施行規則78	規則78 ただし書	自治	法54① 規則78 ただし書	
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	法63 施行規則78	—	—	—	



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
域外	法定		
域外	法定		
域外	法定	○	指示 事後報告
域外	法定		
域外	法定	○	指示 事後報告
域外	法定		
域外	法定		指示 事後報告
域外	法定	○	
域外	法定	○	事後報告
	法定	○	事後報告
	法定		

2-3 法令名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	指示(I) (法79① I)	※1 県の事務は、国指定鳥獣保護区に類似する県指定鳥獣保護区内の同種の事務を参考として記載したものである
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
9④⑦	指定猟法禁止区域(国で指定するもの)に限る。以下同じ。)内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 法15⑩において準用	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※2 県の事務は、国指定の指定猟法禁止区域に類似する県指定の指定猟法禁止区域の事務を参考として記載したものである
9⑧⑨⑩	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理	法80の2 規則80 I	—	自治	—	—	※1
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外	法80の2 規則80 II	規則80	自治	—	—	※1
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し	法80の2 規則80 II	—	自治	—	—	※1
10②	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可条件違反者に対する許可取消し ※ 法15⑩において準用	法80の2 規則80 II	—	自治	—	—	※2
15④⑥⑦⑨	指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可、許可に係る条件設定、許可証の再交付、許可証返納の受理	法80の2 規則80 III	—	自治	—	—	※2
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令	法80の2 規則80 III	規則80	自治	—	—	※2



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外
			例外
			例外
法定			
			例外
			例外
法定	○	指示 事後報告	一部例外
			例外
法定		指示 事後報告	
法定			
法定	○	指示 事後報告	

2-3 法令名： 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（H14法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種専務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は許可条件違反者への措置命令	法80の2 規則80 X	規則80	—	—	—	
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し	法80の2 規則80 X	—	—	—	—	
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴取 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものは移譲の例外	法80の2 規則80 X I	規則80	—	—	—	※1、※2、 ※3
75②	国指定特別保護地区において、許可を受けて鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をした者への立入検査又は影響調査	法80の2 規則80 X I	規則80	—	—	—	※3
75③	国指定鳥獣保護区の立入検査	法80の2 規則80 X I	規則80	—	—	—	※1



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定	○	事後報告	一部例外 P
			例外 P
			例外 P

2-4 法令名： ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
17	事業者等への報告の徴収	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法17 規則11	—	法定	○	事後報告	
18①	事業者等への立入検査	法22の2 規則11	規則11	法定 (8)	法18① 規則11	—	法定	○	事後報告	



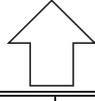
2-5 法令名： ダイオキシシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査	法40の2 規則17	規則17 ただし書	自治	法34① 規則17 ただし書	—	法定	○	事後報告	
36①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法40の2 規則17	—	—	—	—	法定			



2-6 法令名： 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (H6法9)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18①	水道水源特定事業場から排水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	規則17ただし書	自治	法18①規則17ただし書	—	—	—	事後報告	
22①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を定めること	法26の2規則17	—	—	—	—	—	法定	法定	



2-7 法令名：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(H4法70)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
45①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法44① 令15①	—	—	—	—	法定			



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
8	希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 I	—	—	—	—	—	—	例外	P
10①②④	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可又は許可に係る条件の設定	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
10⑤⑥⑦	許可証又は従事者証の交付又は再発行	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
10⑩	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可及びその条件設定のための農林水産大臣との協議	法55 規則43 II	—	—	—	—	—	—	例外	P
11①	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
11②	命令違反者等への許可取消し	法55 規則43 III	—	—	—	—	—	—	例外	P
11③	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令又は許可取消しに係る農林水産大臣との協議	法55 規則43 III	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
18	陳列の禁止に違反して、希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対する措置命令	法55 規則43 IV	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
19①	特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受をした者等に対する報告徴収又は立入検査	法55 規則43 V	規則43	—	—	—	—	—	例外	P
30①③	（加工品に係る特定国内種事業を除く）特定国内種事業の届出受理、届出事項変更の届出受理、事業廃止の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	—	—	例外	P
30②	加工品に係る特定国内種事業の届出受理	法55 規則43 VI	—	—	—	—	—	—	例外	P



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<30>③	加工品に係る特定国内種事業の届出事項変更又は事業廃止に係る届出受理 ※ 法30⑤において準用	法55 規則43VI	—	—	—	—	—	—	例外	
32①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<32>①	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
32②	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者のうち規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<32>②	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令 ※ 法32③において準用	法55 規則43VII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
33①	(加工品に係る特定国内種事業を除く)特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<33>①	加工品に係る特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43VIII	規則43	—	—	—	—	—	例外	
<33>①	特定国際種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33の5において準用	法55 規則43IX	規則43	—	—	—	—	—	例外	
33の4①	特定国際種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43IX	規則43	—	—	—	—	—	例外	
35	土地の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43X	—	—	—	—	—	—	例外	
37④⑤⑦	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の申請受理、許可又は許可に係る条件の設定 ※ 掲げられた行為に係るものに限る	法55 規則43XI	—	—	—	—	—	—	例外	



2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<37⑤⑦>	立入制限地区内への立入許可申請の受理又は許可に係る条件の設定 ※ 法38⑤において準用	法55 規則43 X I	—	—	—	—			例外	P
37⑧⑩	規制開始時点に着手済みであった、許可の必要な行為等に係る届出受理	法55 規則43 X I	—	—	—	—			例外	P
38④Ⅲ	立入制限地区内への立入許可	法55 規則43 X II	—	—	—	—			例外	P
39①⑤	監視地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の届出受理、行為着手までの期間の短縮	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
39②	届出行為に対する禁止、制限又は必要な措置命令	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
39③④	届出行為へ命令を行うまでの期間の変更及び期間変更に係る理由等の通知	法55 規則43 X III	—	—	—	—			例外	P
40①	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為又は届出の必要な行為を行う者に対する実施行為に対する指示	法55 規則43 X IV	規則43	—	—	—			例外	P
40②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為に違反したものに對する原状回復命令又は措置命令	法55 規則43 X IV	規則43	—	—	—			例外	P
41①②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為等を行う者に対する報告徴収、又は立入検査	法55 規則43 X V	規則43	—	—	—			例外	P
42①②	生物保護地区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徴収	法55 規則43 X VI	—	—	—	—			例外	P
47④	保護増殖事業者に対する報告徴収	法55 規則43 X VII	規則43	—	—	—			例外	P
49	野生動植物の種の個体の生息等の定期的な調査及びその結果の活用	法55 規則43 X VIII	—	—	—	—			例外	P



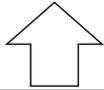
2-8 法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（H4法75）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
54②	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等(譲渡し等に係るものを除く)をしようとするときの協議等	法55 規則43X IX	—	—	—	—			例外	P
54③	国の機関が管理地区の指定時にすでに許可の必要な行為を行っている場合等の通知の受理	法55規則 43X IX	—	—	—	—			例外	P



2-9 法令名： 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（H4法108）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
7	輸移動書類に係る輸出入特定有害廃棄物等の輸出入又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理	法20② 省令本則 I	—	—	—	—			例外	P
12①	輸移動書類に係る輸出入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理	法20② 省令本則 II	—	—	—	—			例外	P
<12①>	輸移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ※ 法12②において準用	法20② 省令本則 II	—	—	—	—			例外	P
15①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収	法20② 省令本則 III	省令本則 ただし書	—	—	—			例外	P
16①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査	法20② 省令本則 IV	省令本則 ただし書	—	—	—			例外	P



2-10 法令名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	規則11 ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告	



2-11 法令名： 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (S48法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)	法54 省令本則 I	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等	法54 省令本則 II	省令本則 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<17②>	特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法25⑤において準用	法44 規則37① V	-	-	-	-
<17②>	野生動植物保護地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法26④において準用	法44 規則37① VI	-	-	-	-
<17②>	海域特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法27④において準用	法44 規則37① VII	-	-	-	-
17③	原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① I	-	-	-	-
<18①>	自然環境保全地域の区域内における行為の中止、原状回復又は措置の命令 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	規則37 ただし書	-	-	-
20	原生自然環境保全地域において、許可を受けて行為を行う者に対する報告徴収	法44 規則37① II	規則37 ただし書	-	-	-
<21①②>	自然環境保全地域の区域内において、許可又は届出の必要な行為を国の機関等が行う場合の協議と同意、国の機関等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	-	-	-	-
21②	原生自然環境保全地域内において国等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理	法44 規則37① III	-	-	-	-
24②	自然環境保全地域における地方公共団体が行う保全事業の一部の執行に係る同意	法44 規則37① IV	-	-	-	-
25④	特別地区における行為の許可	法44 規則37① V	-	-	-	-
25⑦	特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
25⑨	特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-
26③VII	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等に係る許可	法44 規則37① VI	-	-	-	-
27③	海域特別地区における行為の許可	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑥	海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑧	海域特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28①	普通地区における行為の届出受理	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28②	普通地区における届出のあった行為に対する禁止、制限又は措置の命令	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28③	普通地区における届出のあった行為への命令に係る期間の延長及びその通知	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28⑤	普通地区における届出のあった行為の着手に係る期間の短縮	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
29①	許可又は届出の必要な行為を行う者に対する報告徴収又は立入検査	法44 規則37① IX	規則37 ただし書	-	-	-
30の3② ③⑥⑨	生態系維持回復事業の確認若しくは認定、届出事項の変更の確認若しくは認定又は軽微な変更に係る届出受理	法44 規則37① XI	-	-	-	-



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
30の4	生態系維持回復事業の認定の取消し	法44 規則37① X II	-	-	-	
30の5	生態系維持回復事業の認定を受けた者に対する報告徴収	法44 規則37① X III	-	-	-	
31①②	自然環境保全地域の指定等に係る実地調査及び土地の所有者等に対する意見聴取	法44 規則37① X IV	-	-	-	
43②	国の機関の保全事業の執行に係る事前協議	法44 規則37① X V	-	-	-	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外 P

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<8⑤>	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用	法24の5 規則20 I	規則20 ただし書	—	—	—
10①	一般廃棄物の輸出の確認 ※ 法第10条第1項の確認に係る規則第6条の27第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20 II	規則20 ただし書	—	—	—
<10①>	産業廃棄物の輸出の確認 ※ 法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る規則第12条の12の25第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る ※ 法15の4の7①において準用	法24の5 規則20 VIII	規則20 ただし書	—	—	—
<15⑤>	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法15の4の4③において準用	法24の5 規則20 V	規則20 ただし書	—	—	—
15の4の5 ①④	産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ※ 法第15条の4の5第1項の許可に係る第12条の12の20第1項第2号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の5第1項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20 VI	規則20 ただし書	—	—	—
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収	法24の5 規則20 X	規則20 ただし書	—	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	法定	○	事後報告
例外			
例外			
	法定	○	事後報告
例外			
	法定	○	事後報告

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（S45法137）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査	法24の5 規則20 X I	規則20 ただし書	—	—	—
19の5①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ※ ②地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20 X II	規則20 ただし書	法定 (8)	法19の5① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の6①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を排出した事業者等に対する措置命令 ※ ②	法24の5 規則20 X II	規則20 ただし書	法定 (8)	法19の6① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ※ ②	法24の5 規則20 X III	規則20 ただし書	自治	法19の8① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8②③④	行政代執行に要した費用の請求 ※ ②	法24の5 規則20 X III	規則20 ただし書	自治	法19の8②③④ 規則20 ただし書	—
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査	法24の5 規則20 X IV	規則20 ただし書	法定 (8)	法24の3① 規則20 ただし書	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	法定	○	事後報告
例外			
	法定	○	事後報告

2-14 法令名： 水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
22①	特定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22① 規則12 ただし書	—	法定	○	事後報告	
22②	指定地域における報告徴収	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22② 規則12 ただし書	—	法定	○	事後報告	
24①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法27の2 規則12	—	—	—	—	法定			



2-15 法令名：農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45法139）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13①	農用地への立入調査	法16の2 ② 省令本則	省令本則 ただし書	自治	法13① 省令本則 ただし書	—
14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2 ② 省令本則	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定			

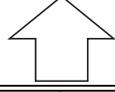
2-16 法令名： 大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査	法30の3 規則20	規則20 ただし書	自治	法26① 規則20 ただし書	—	—	法定	事後報告	
28①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法30の3 規則20	—	—	—	—	—	法定		



2-17 法令名： 下水道法(H33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
4③	国土交通大臣が公共下水道管理者の定める事業計画を認可、又は、認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅰ	—	—	—	—
25の3④	国土交通大臣が流域下水道管理者の定める事業計画の認可をする前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
<25の3④>	国土交通大臣が流域下水道管理者の認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること ※ 法25の3⑦において準用	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
39②	終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴すること	法40② 省令Ⅲ	省令本則 ただし書	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定	○	事後報告	

2-18 法令名： 自然公園法 (S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
24⑦	監督者の監督下での利用者の立入りに係る認定	法69 規則20X	—	自治	—	—	※1
27⑤	指定認定機関の認定関係事務が全部若しくは一部休止した場合又は全部若しくは一部が実施困難となった場合の関係事務の実施	法69 規則20X I	—	自治	—	—	※1
30①	指定認定機関への報告徴収及び立入検査	法69 規則20X II	規則20	自治	—	—	※1
32	許可に係る条件の設定 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20X III	—	自治	—	—	※1
33①	普通地域における、行為の届出受理(海域内での1、3、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33②	普通地域における、届出行為の禁止、制限又は必要な行為執行命令	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33④	普通地域における、処分までの期間延長及び期間延長の通知	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
33⑥	普通地域における、届出行為の着手に係る期間の短縮	法69 規則20X IV	—	自治	—	—	※1
34①	許可条件に違反した者若しくは処分に違反した者又はこれらの者から権利を承継した者に対する現状回復等命令等 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
34②	原状回復等に係る対象者が確知できない場合の代執行及び代執行の公示	法69 規則20X V	規則20	自治	—	—	※1
35①	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する報告徴収	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1
35②	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する立入検査	法69 規則20X VI	規則20	自治	—	—	※1



備考	権限移譲後		
	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
例外			

2-1-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

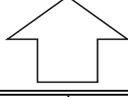
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
39②	国立公園における地方公共団体の行う生態系維持回復事業計画の確認	法69規則20X VII	—	—	—	—	
39③	国立公園における国及び地方公共団体以外の者の行う生態系維持回復事業計画の認可	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
39⑥	軽微な内容の変更を除く、生態系維持回復事業内容の変更に係る確認又は認可	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
39⑨	生態系維持回復事業内容の軽微な変更に係る届出受理	法69規則20X VII	—	自治	—	※1	
40	生態系維持回復事業者への事業認定の取消し(法42に規定する報告をしなかった、又は虚偽の報告を行った者に限る。)	法69規則20X VIII	規則20	自治	—	※1	
42	生態系維持回復事業者への報告徴収	法69規則20X IX	規則20	自治	—	※1	
62①②	国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関する実地調査及び土地の所有者等への意見聴取等	法69規則20X X	—	自治	法62①	※1	
67③	環境大臣以外の国の機関との協議 ※ 規則第1条ロ～ホに掲げる行為に係るものに限る	法69規則20X XI	—	自治	—	※1	
68①	国の機関が行う、許可の必要な行為に係る協議 ※ 地方環境事務所の許可に係るもの一部に限る	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	
68③	国の機関が行う、届出の必要な行為に係る通知の受理	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	
68④	国の機関に対する、必要な措置に係る協議	法69規則20X XII	—	自治	—	※1	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外

2-19 法令名： 農薬取締法 (S23法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)	法13の4② 省令Ⅰ	省令本則 ただし書	法定(4)②	法13① 令4① 省令本則 ただし書	報告(6)② (法13②)	法定	○	事後報告	
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度)	法13の4② 省令Ⅱ	省令本則 ただし書	自治	—	—	法定	○	事後報告	



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①④	研究開発・成果利用事業の申請の受理、認定	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
7⑤	研究開発・成果利用事業の認定に係る都道府県との協議(同意が必要)	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
<7⑤>	研究開発・成果利用事業の変更認定に係る都道府県との協議(同意が必要) ※ 法8④において準用	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8① <7④>	研究開発・成果利用事業の変更申請の受理、変更認定 ※ 法8④において準用	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8②	研究開発・成果利用事業の軽微な変更の届出の受理	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
8③	研究開発・成果利用事業の認定取消し	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—
21②	認定研究開発・成果利用事業者に対する報告徴収	法22①、 23 省令5⑥	省令5⑥ ただし書	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	事後報告	

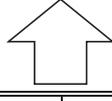
3-2 法令名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令	法32① I、33 規則36③ I	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言(ただし、環境省所管事業に限る。)	法32① II、33 規則36③ II	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査	法32① I、33 規則36③ III、IV	規則36③ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-3 法令名： 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分(メルクマール)	国の関与(メルクマール)	
5①②④	特定外来生物の飼養等しようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	法29①、29の2規則36 I	—	—	—	法定	—	
6①	飼養等許可者に対する措置命令	法29①、29の2規則36 II	規則36 ただし書	—	—	法定	○	指示報告徴収
6②	飼養等許可者に対する許可の取消し	法29①、29の2規則36 II	規則36 ただし書	—	—	法定	—	指示報告徴収
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査	法29①、29の2規則36 III	規則36 ただし書	—	—	法定	○	事後報告
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	—	—	法定	○	—
13②	他人の土地等への立入等に係る所有者への意見聴取	法29①、29の2規則36 IV	規則36 ただし書	—	—	法定	○	—
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	法29①、29の2規則36 V	—	—	—	法定	—	—
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収	法29①、29の2規則36 VI	規則36 ただし書	—	—	法定	○	事後報告
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	法29①、29の2規則36 VII	—	—	—	法定	—	—
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し	法29①、29の2規則36 VII	規則36 ただし書	—	—	法定	—	指示報告徴収



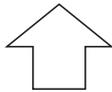
3-4 法令名： 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法 97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収	法36①、36の2規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等	法36①、36の2規則44	規則44 ただし書	—	—	—	法定	○	事後報告	



3-5 法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

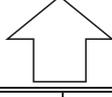
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収	法133 ①、134 令21②	令21② ただし書	法定 (8)	—	—
131②	自動車製造業者等に対する立入検査	法133 ①、134 令21②	令21② ただし書	法定 (8)	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

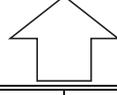
3-6 法令名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関の長への委任相視	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
	【食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅰ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
	【再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
11①②⑤⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
17①	登録の取消し	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅱ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
	【食品関連事業者、登録再生利用事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長】									
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅱ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅲ ③ 令7②Ⅲ	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



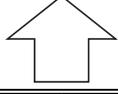
3-7 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考	
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
39の2①	中小企業承継事業再生計画の認定、申請の受理	出先機関の長への委任権限 法75X、76 規則47⑦	大臣の執行権留保 規則47⑦ ただし書	自治	—	—	法定	事後報告	
39の2⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	
39の2⑥③④	中小企業承継事業再生計画の変更認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供 ※ 法39の3⑦において準用	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	
39の3①	認定中小企業承継事業再生事業者の計画変更の認定	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	自治	—	—	法定	事後報告	
39の3②	計画の軽微な変更の届出受理	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	
39の3⑤⑥	認定中小企業承継事業再生事業者の計画に従っていない場合等の計画変更指示又は認定取消し	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	指示 事後報告
39の4②③	認定中小企業承継事業再生計画による事業承継の報告の受理及び報告内容の関係行政庁への通知	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	
73①	認定事業者等に対する認定計画等に係る報告徴収(中小企業承継事業再生計画に係るものに限る。)	法75X、76 規則47⑦	規則47⑦ ただし書	—	—	—	法定	事後報告	



3-8 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
20の4③	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会への助言	法47①④ 命令(注1)本則	命令(注1)本則 ただし書	—	—	—
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47①④ 命令(注2)本則	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○		
法定		指示	
法定		指示	
法定		指示	

(注1) 命令＝地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令

(注2) 命令＝温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

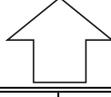
3-9 法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
52	小売業者等に対する報告徴収	法55①、56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
53①	小売業者等に対する立入検査	法55①、56 令7②	令7② ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-10 法令名： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7法112）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収	法43②⑤ 施行令12⑤	施行令12⑤ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
40①	特定事業者に対する立入検査	法43②⑤ 施行令12⑤	施行令12⑤ ただし書	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



3-11 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任権限	権限移譲後			備考	
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)			事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
14①	特定事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<14①>	特定連鎖化事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
15①	特定事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<15①>	特定連鎖化事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
16①②③	特定事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示	—	—	—	法16⑤	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<16①②③>	特定連鎖化事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法16⑤	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
16④	指示に従わない特定事業者の公表	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<16④>	指示に従わない特定連鎖化事業者の公表 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
20③	登録調査機関による特定事業者の確認調査結果報告の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<20③>	登録調査機関による特定連鎖化事業者の確認調査結果報告の受理 ※ 法20⑥において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
60	貨物事業における、荷主に対する指導及び助言	—	—	—	—	法92②④ 令34④	—	—	法定	事後報告	



条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任権限	権限移譲後			備考	
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)			事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
14①	特定事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<14①>	特定連鎖化事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
15①	特定事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<15①>	特定連鎖化事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
16①②③	特定事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示	—	—	—	法16⑤	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<16①②③>	特定連鎖化事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	法16⑤	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
16④	指示に従わない特定事業者の公表	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<16④>	指示に従わない特定連鎖化事業者の公表 ※ 法19の2①において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
20③	登録調査機関による特定事業者の確認調査結果報告の受理	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
<20③>	登録調査機関による特定連鎖化事業者の確認調査結果報告の受理 ※ 法20⑥において準用	—	—	—	—	法92①④ 令34④	—	—	法定	事後報告	
60	貨物事業における、荷主に対する指導及び助言	—	—	—	—	法92②④ 令34④	—	—	法定	事後報告	

3-11 法令名： エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
62	特定荷主の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画の受理	法92②④ 令34④	—	—	—	
63①	特定荷主のエネルギー使用状況及び合理化のための措置状況に関する定期報告の受理	法92②④ 令34④	—	—	—	
64①	特定荷主に対する輸送事業におけるエネルギー使用合理化措置の勧告	法92②④ 令34④	法64③	—	—	
64②	勧告に従わなかった荷主の公表	法92②④ 令34④	法64③	—	—	
87③	特定事業者又は特定連鎖化事業者に対する報告徴収又は立入検査(特定連鎖化事業者について、加盟者に行う場合は、当該加盟者の承諾が必要。)	法92①④ 令34④	令34④ ただし書	—	—	
87⑨	特定荷主に対する報告徴収又は立入検査	法92②④ 令34④	令34④ ただし書	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

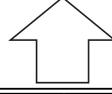
条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
9の2⑦	共済事業を行う事業協同組合等に対する共済事業等を除くその他の事業の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2⑦	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)に対する共済事業等を除くその他の事業の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2の3①②	共済事業を行う事業協同組合等の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の2の3①②	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の6の2①④	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈法9の7の5①、保険業法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈法9の7の5①、保険業法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈保険業法307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
〈法9の7の5①、保険業法307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の共済事業等を除くその他の事業の承認	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
27の2①	事業協同組合等の設立の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
35の2	役員の名等の変更届出の受理	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
48	組合員による役員総会の招集の承認	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
51②	定款の変更の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
57の5	余裕金の運用の認可	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

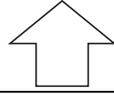
条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
58の7②③	共済計理人の意見書の受理及び意見書に係る意見徴収	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
58の8	組合に対する共済計理人解任命令	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
62②④	解散届出の受理又は火災共済協同組合等の解散決議の認可	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
66①	組合の合併の認可	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
96⑤	活動を開始しない組合等に対して解散命令を行った場合の登記の嘱託	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
104①②	組合等の業務等に対する不服申し出の受理等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105①②	組合員等による、組合の業務等への検査請求の受理等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の2①②	貸借対象表等の提出受理(子会社がある場合には連結して報告。)	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の3①②③④	報告の徴収等	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—
105の4①②③④	組合及び組合の子法人等への会計検査又は立入検査	法111①I、④令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			

3-12 法令名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
106①②③	法令等違反に係る措置命令、解散命令、解散命令に係る自報への掲載	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
106の2 ①②④⑤	共済事業に係る措置命令、認可取消し等	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—
106の3	共済事業を行う組合の共済代理店の設置等に係る届出受理	法111① I、④ 令34①VI	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			

追加① 法令名：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23法110）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		
50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3	政令20 ただし書	—	—	—	—	—		



追加② 法令名： 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	—			
49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	—			



他省庁と共管関係にある事務等について

- 1 現在、特定広域連合等に移譲を検討している移譲対象特定地方行政機関の事務等については、他省庁といわゆる共管とされているものがある。

例：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」における「農商工等連携事業計画の認定」については、主務大臣は、経済産業大臣と農林水産大臣と事業所管大臣

- 2 1の例における認定の権限は、同法において地方支分部局の長に委任されているが、今般の、出先機関改革に係る検討においては、例えば、経済産業局に委任されている経済産業大臣の権限に属する事務等を特定広域連合等に移譲することを検討している。

この場合、1の例で言えば、この認定の事務等の実施が、地方農政局長（国）と特定広域連合等の長（地方）とに分かれることになるが、同じ事務等を実施する際に、国と地方で行うことが可能か（いわば国と地方での共管は可能か）といった点が論点となる。

- 3 この点については、本法案において、移譲対象特定地方行政機関に委任されている〇〇大臣の権限を、特定広域連合等に法定委任することとしており、いわば法律によって、特定広域連合等に〇〇大臣と同一の事務等を実施することを可能としている。

- 4 従って、本法案により、認定等の事務等の実施主体が国と地方に分かれることになっても、特段の問題はなく、当該事務等を特定広域連合等に移譲することは可能であるものと解する。

【参考】

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

(主務大臣等)

第十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【参考（いわゆる共管事務の権限の一部を都道府県に行使させている例）】

○中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第百八十五号）

（設立の認可）

第五条の十七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 略

（主務大臣等）

第一百一条の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

- 一 協業組合に係る事項については、協業組合の行う事業を所管する大臣とする。
- 二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2 略

（都道府県が処理する事務）

第一百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年三月二十八日政令第四十五号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 略

二 法第五条の十七第一項に規定する事務

三以下 略

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業
- 二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業
- 三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業
- 四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行なう酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）
- 五及び六 削除
- 七 鉱業
- 八 石油製品販売業
- 九 石炭販売業
- 十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。別表第二第二十号において同じ。）、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）